

(仮称) 第3次さむかわ男女共同参画プラン(案)

～ サブタイトル ～

寒 川 町

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2

第2章 計画の考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	5
<体系図>	

第3章 施策の展開

I あらゆる分野での男女共同参画の促進	7
1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進	8
2 女性のチャレンジ支援	9
II 男女の人権の尊重	10
1 異性に対する暴力の根絶	10
2 人権尊重のための対策	11
3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実	12
III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	
推進のための環境づくり	13
1 就業環境における男女共同参画の促進	15
2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援	17
IV 男女共同参画社会実現のための意識づくり	19
1 職場や地域における意識づくりの推進	19
2 家庭や学校等における意識づくりの推進	20

第4章 具体的な取組（実施計画）

具体的取り組み（実施計画）	23
I あらゆる分野での男女共同参画の促進	24
II 男女の人権の尊重	28
III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	
推進のための環境づくり	34
IV 男女共同参画社会実現のための意識づくり	41

第5章 計画の推進

1 町民参加による推進	45
2 庁内の推進体制	45
3 関係各機関との連携	45
4 計画の進行管理	45

付属資料

○ さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱	47
○ さむかわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿	49
○ さむかわ男女共同参画プラン連絡会設置要綱	50
○ (仮称) 第3次さむかわ男女共同参画プラン策定 に関する検討経過	53
○ 男女共同参画社会基本法	55
○ 「男女共同参画社会」に関するアンケート集計結果	63

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行されてから、今年で 13 年目を迎えます。

寒川町では、平成 12 年 3 月に「さむかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 12 年度から 17 年度までの 6 年間を実施期間として推進に努めました。この間、男女がともに主体性をもった生き方を自由に選択し、いきいきとした人生を送ることができ、性別によって役割を押しつけられることなく、個人の人権が尊重され、多様な生き方を追求でき、社会のあらゆる分野に主体的に参画できる男女共同参画社会の形成に取り組みました。

その間、国では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の制定や改正、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正、「次世代育成支援対策推進法」の制定、神奈川県では「神奈川県男女共同参画推進条例」の制定など、社会情勢の変化に応じた法律や条例の整備が行われました。

こうした国や県の動向に対応する形で、町では平成 18 年 3 月に「第二次さむかわ男女共同参画プラン～男女がともに輝くように～」を策定し、平成 22 年度までの 5 年間を実施期間として、引き続き男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

「第二次さむかわ男女共同参画プラン」の策定から 5 年が経過し、この間にも、「女性の再チャレンジ支援プラン」の策定や改定、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正、「配偶者暴力防止法」の改正、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定など、男女共同参画に関連した新たな法改正や指針等の策定がありました。

しかしながら、平成 22 年 2 月に町が実施した「男女共同参画社会に関するアンケート（町アンケート）」の結果では、男女が平等になっているかという問いに対して、「社会通念、習慣、しきたりなど」では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」という人の割合が男性全体の 49%、女性全体の 64%を占めています。同様に「社会全体」「職場の中で」「政治の場で」についても、平等だと「思わない」という人の割合が「思う」という人の割合を大きく上回っています。

また、全国的傾向としてはデートDVなど、既存の法制度で定義しきれない現代的課題も顕在化してきています。

こうした状況から、町におけるこれまでの男女共同参画社会の形成に向けた

計画の策定にあたって

取り組みはいまだ十分とは言えず、近年の問題傾向に対する認識を新たにしながら、男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取り組みが、引き続き必要であると考えます。

折しも国の第3次男女共同参画基本計画と時期を同じくしての策定となりました。国の動向には十分留意しつつも、原則的には前回の「第二次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動きや町アンケートの結果を踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、ここに「(仮称)第3次さむかわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」に基づく分野別の基本計画の一つであり、寒川町における男女共同参画社会の形成を目指す上での、言わば道しるべとなるものです。町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画です。

3 計画期間

この計画の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	～平成32年度 ～(2020年度)
(仮称)第3次さむかわ男女共同参画プラン					
寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」基本計画 (前期～2011年度、後期2012～2020年度)					

第2章

計画の考え方

1 基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながると考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくる必要があります。

この計画では、基本理念の実現に向けた基本的な考え方を3つに整理し、それぞれ次のように定めて、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

<基本的な考え方>

(1) 人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、女性が女性であるというだけで、その能力を発揮する機会を十分に与えられなかったり、その能力や実績を正に評価されないといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもとには、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観があり、女性に対して不利益だけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

そのような差別や偏見をなくし、それぞれひとりの個人として尊重され、平等に扱われることが必要です。

(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

真に豊かな社会を実現するためには、男女ともに自立し性別にかかわりなく個人を尊重するという意識を持つことが大切です。

(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女ともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成を実現するため、次の4つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

I あらゆる分野での男女共同参画の促進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国的女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占め、平成21年度までの5年間の伸びは微増ながら増加傾向を示しているものの、十分であるとは言えません。町の審議会等への女性の参画についても、まだまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだまだ少ないのが現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野にチャレンジしていくための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

II 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。

そこで、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

そのためには、男女ともに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境と、仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境をつくることが求められます。

そこで、男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加促進などを図ります。

※ ワークライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること。

IV 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においては男女平等教育の推進と、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

男女共同参画社会の形成

- (3) いざいきと安心して暮らせる地域社会づくり
 (2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
 (1) 人権が尊重され男女が平等な地域社会づくり



第3章

施策の展開

基本目標

Ⅰ あらゆる分野での男女共同参画の促進

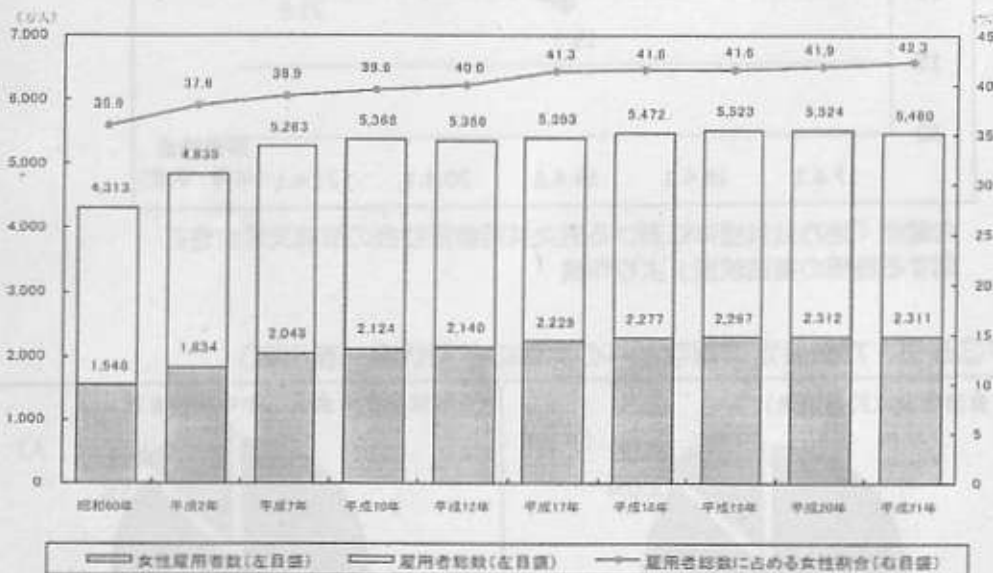
職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠なことです。特に、女性が政策や方針決定過程、団体の意思形成の過程に関わることは、社会の構成員の意思を適切に反映する意味でも重要です。

全国の女性雇用者数は、全雇用者数の約4割を占め、平成21年度までの5年間の伸びは微増ながら増加傾向を示しているものの、十分であるとは言えません（グラフ①参照）。町の審議会等への女性の参画についても、まだまだ十分とは言えません。

また、自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いもののリーダー的立場での参画となると、まだまだ少ないのが現実です。

そこで、事業所等をはじめ様々な場面に女性が登用されるよう促進するとともに、女性が様々な分野にチャレンジしていくための意識啓発や学習機会の充実を図ります。

グラフ①雇用者数及び雇用者総数に占める女性割合の推移



資料：厚生労働省「平成21年版働く女性の実情」

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

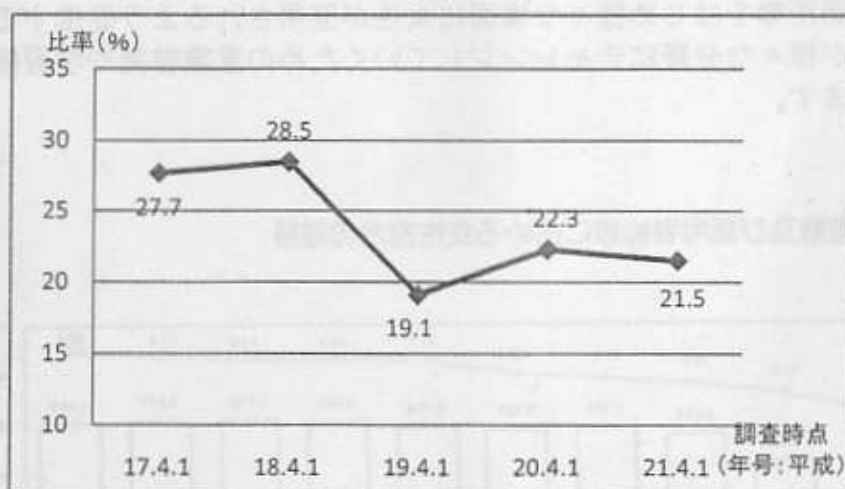
町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります。

また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めてはいるものの、まだまだ十分な状況とは言えません（グラフ②参照）。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだまだ少ないというのが現実です（グラフ③参照）。

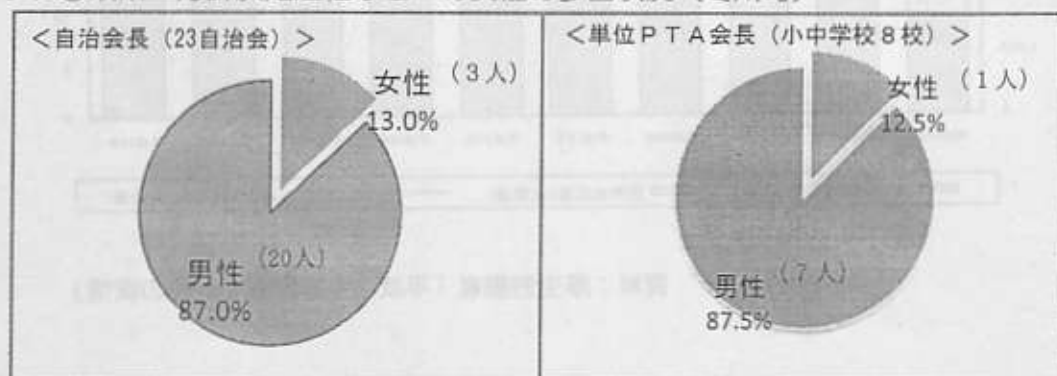
こうした状況を踏まえ、職場や地域において女性が積極的に参画し、社会の構成員としての意思を適切に反映できるように、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を促進します。

グラフ②寒川町審議会等における女性委員比率



内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

グラフ③政策・方針決定過程などへの女性の参画状況（寒川町）



寒川町町民環境部町民課調べ（平成22年7月1日現在）

施策の内容

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

(2) 町審議会等への女性委員の登用

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)※を推進するため、男女が均衡のとれた構成比になるよう女性委員登用率の目標値を30%に設定し、それぞれの審議会等に相応しい意見の反映ができるようにします。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置)：男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

(3) 住民活動などにおける女性リーダーの登用の促進

リーダーとしての積極的な登用を促進するとともに、住民活動への女性の参加をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき女性を育てようとするものです。

施策の基本的方向

2 女性のチャレンジ支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

施策の内容

(1) 女性の人材育成の充実

女性がその個性と能力を発揮して、これまで女性が少なかった分野や管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

(2) 女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

基本目標

Ⅱ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できるようにすることが求められます。

そこで、男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

施策の基本的方向

1 異性に対する暴力の根絶

暴力は、いかなる理由であろうと決して許されるものではありませんが、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際におきています（グラフ④参照）。

昨今では、恋人同士の間における暴力（以下「デートDV」と言う。）も顕在化しており、社会的問題になりつつあります。

DVについて国では、平成13年に配偶者暴力防止法を制定し、その後実態に対応する形で法改正するなど、被害者の支援について法整備を行っています。

町でも、DVやセクハラについて、被害防止のための町民への意識啓発を積極的に行うとともに、被害者のための支援体制の充実を図る必要があります。

そこで、DVに関する情報提供やセクハラ防止の研修会等の開催により、町民や事業所等への意識啓発を行うとともに、DV相談や緊急一時保護事業による被害者への支援を推進するなど、DVやセクハラの防止対策を推進します。

施策の内容

（1）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

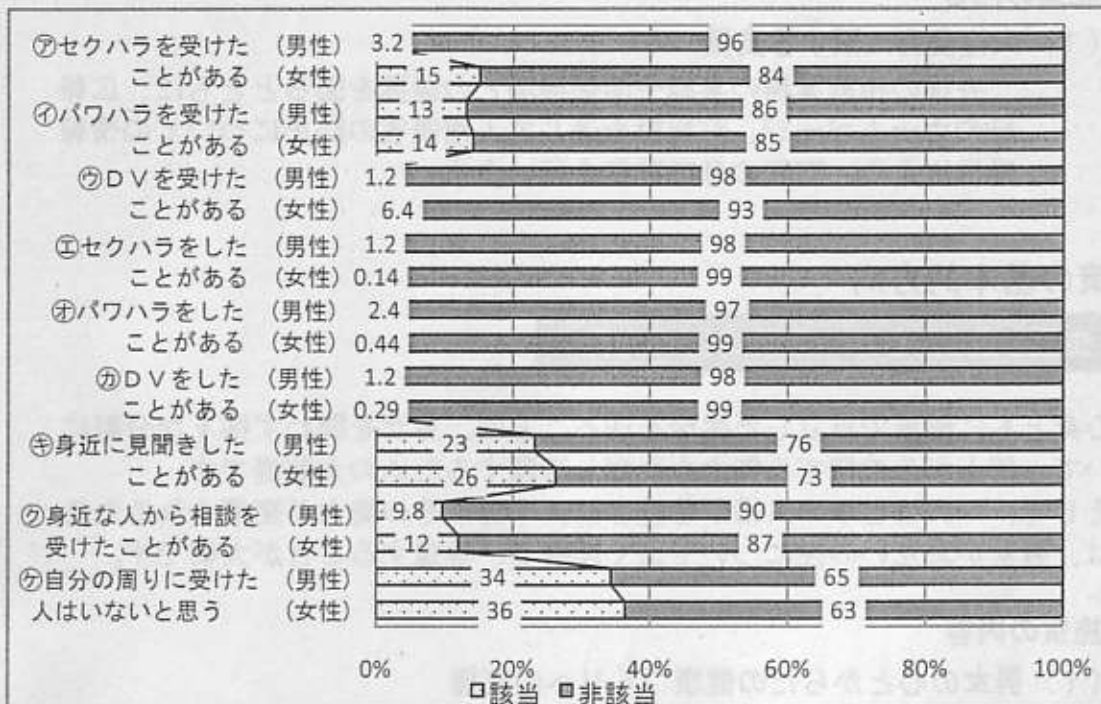
DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携により被害者の保護を行います。

（2）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

広報紙などでセクハラ防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図るとともに、人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

グラフ④職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



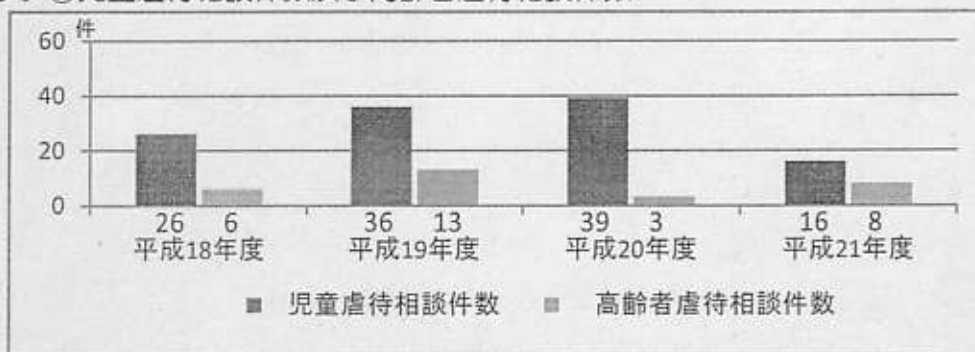
寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成22年2月）集計結果」より

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

人権問題は、性別や職種、年齢、国籍などにかかわらず様々な場面でおこりうることです。権力や地位を利用した嫌がらせ（パワーハラスメント、以下「パワハラ」と言う。）や人種差別、子どもや高齢者など社会的弱者への虐待といった様々な人権侵害への対応と防止対策が求められています（グラフ⑤参照）。

グラフ⑥児童虐待相談件数及び高齢者虐待相談件数



児童虐待相談件数：神奈川県中央児童相談所調べ
 高齢者虐待相談件数：寒川町地域包括支援センター調べ

施策の内容

(1) 人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

心身ともに健康で自立した生活を送ることは、男女を問わず様々な分野において、個人がその持てる能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりの人権が尊重され、十分にその能力が発揮されるためには、男女がお互いの性についてよく理解し、尊重することが大切です。

施策の内容

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

(2) 性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

(3) 性教育の充実

発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。



基本目標

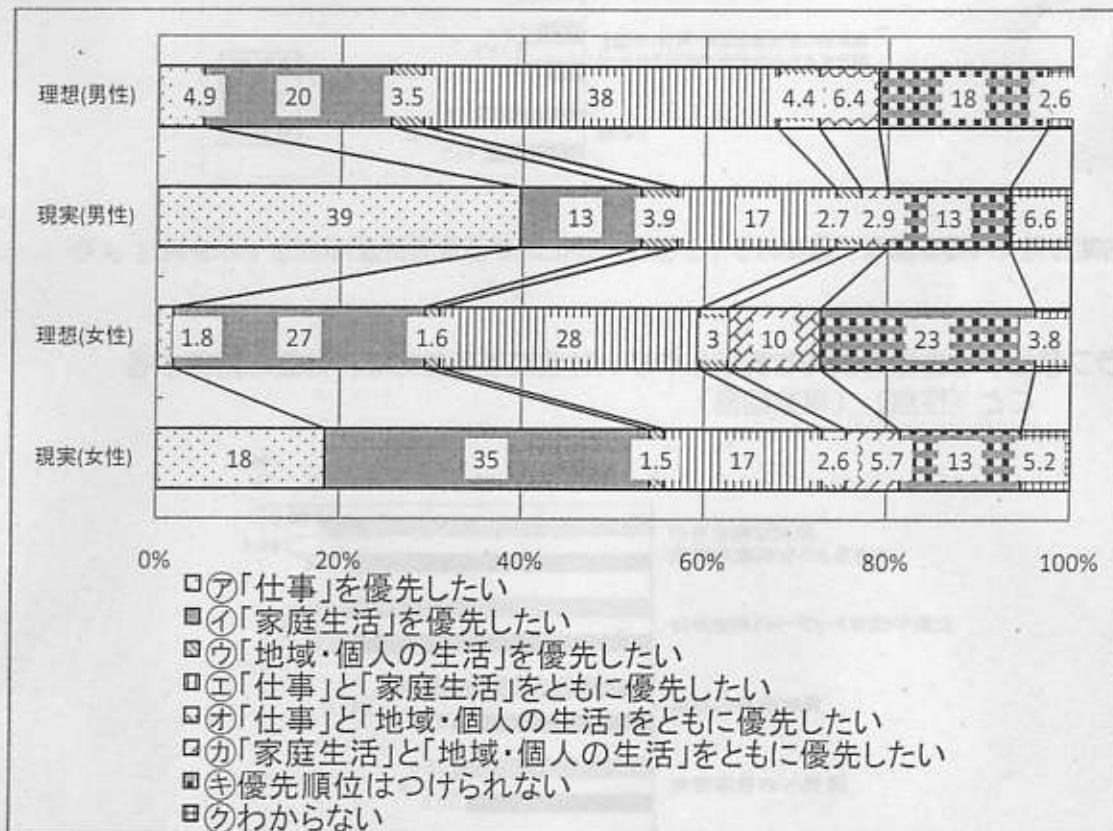
Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり

男女共同参画社会の形成によって、誰もが仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで調和のとれた生活ができることを目指します。

そのためには、男女ともに、その価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境と、仕事と家庭・地域活動との両立が可能な環境をつくることが求められます(グラフ⑥⑦⑧参照)。

そこで、男女雇用平等の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、保育環境の充実や家事・育児・介護などへの男性の参加促進などを図ります。

グラフ⑥「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実

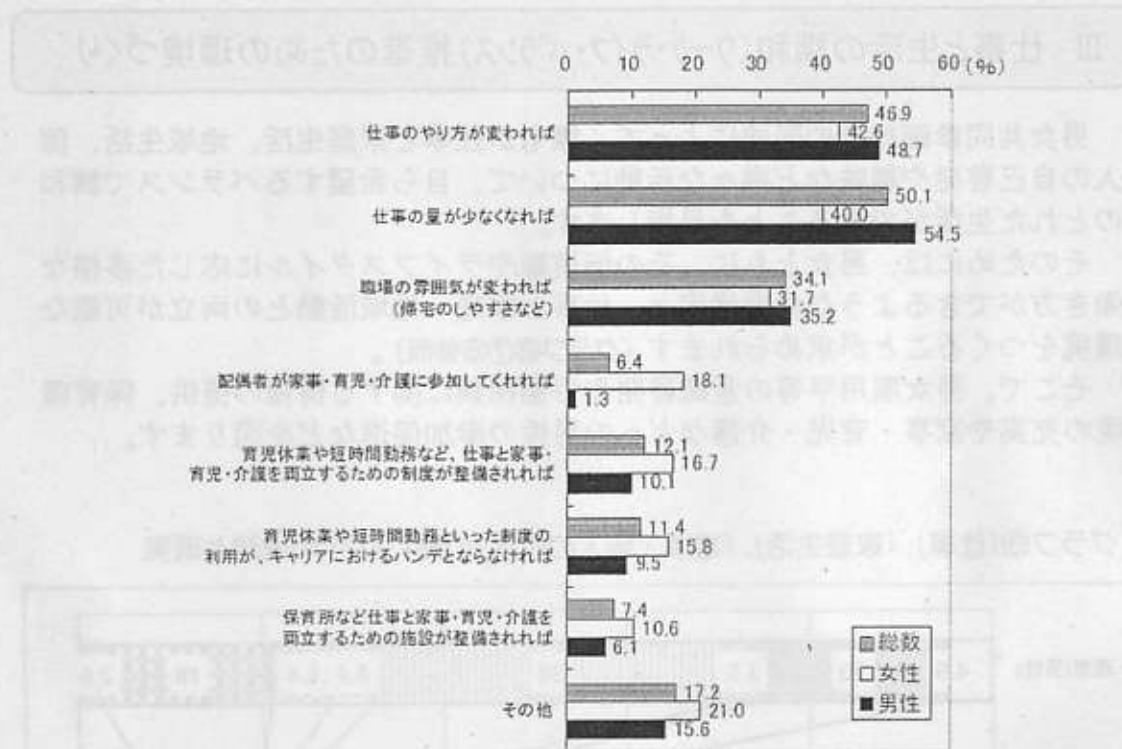


寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成22年2月)集計結果」より

※「現実」は実際に「～を優先している」ことを表したものの。例えば男性は、理想では「仕事を優先したい」人は4.9%だが、現実には39%の人が「仕事を優先している」ということを表している。

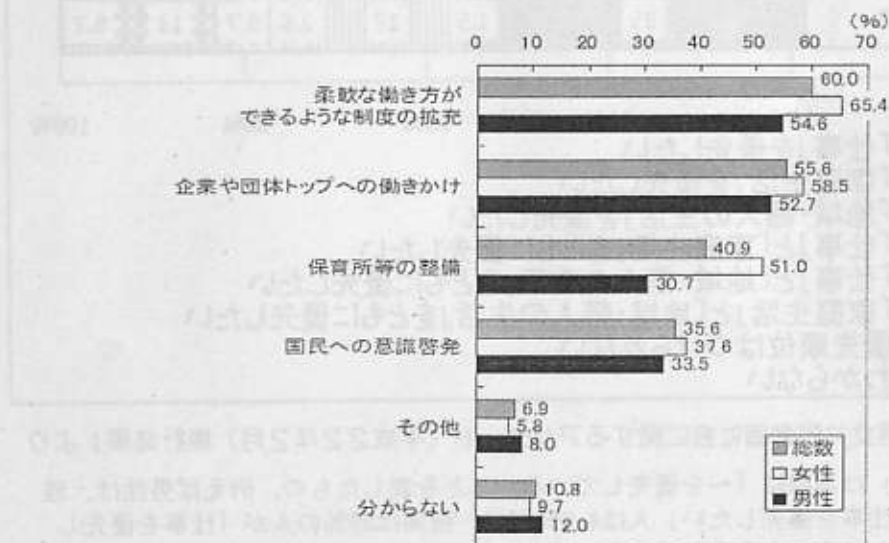
基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和推進のための環境づくり

グラフ⑦自分が希望する時間の取り方のために必要なこと（性別）（複数回答）



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査(平成21年9月)」より

グラフ⑧仕事と生活の調和を実現しやすい社会にするために、行政に期待すること（性別）（複数回答）



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査(平成21年9月)」より

施策の基本的方向

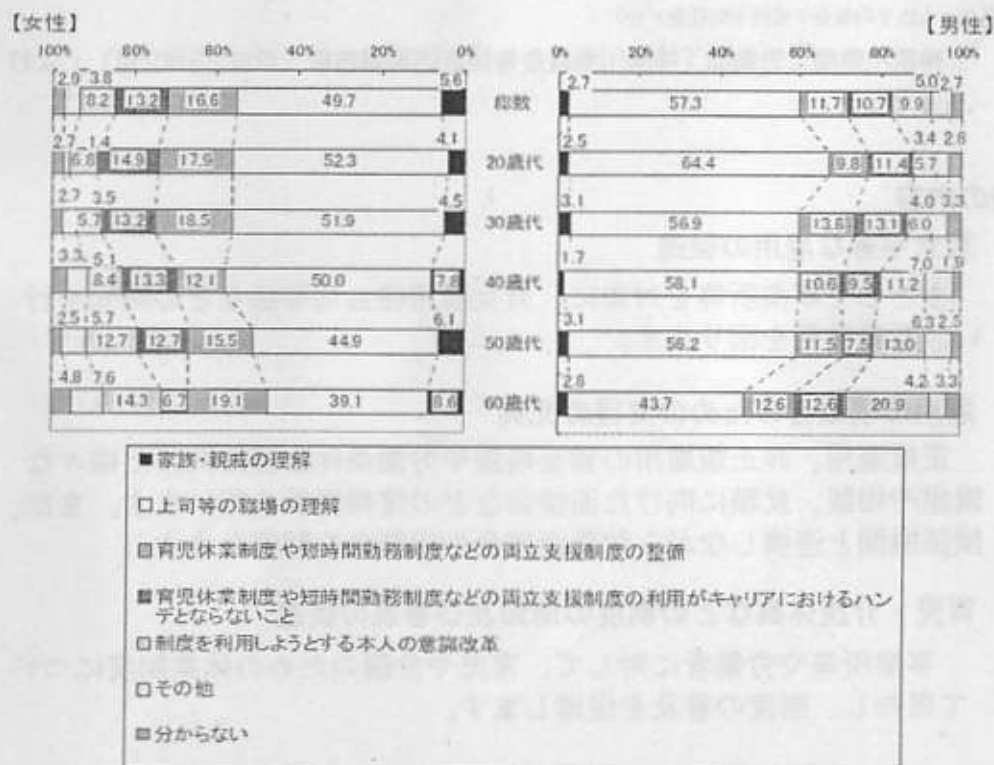
1 就業環境における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいて、事業所等における労働環境が整備されることは、とても重要です（グラフ⑨参照）。

例えば、男性の育児や介護の休業取得が進まない要因として、男女間の賃金格差がなかなか解消されないことが挙げられています（表①参照）。

法令に基づく男女平等な雇用など雇用環境整備の意識啓発を図るとともに、雇用環境改善のための様々な講座や相談業務について、情報提供を行います。

グラフ⑨制度を実際に利用するに当たって、最も重要なこと（性別・年代別）



内閣府男女共同参画局「男女のライフスタイルに関する意識調査(平成21年9月)」より

表①男女別平均賃金（賃金総額）の推移と男女間格差

（単位：円、指数）

年	男 性 平均賃金	女 性 平均賃金	男 女 間 格 差	年	男 性 平均賃金	女 性 平均賃金	男 女 間 格 差
平成2年	348,700	192,790	55.3	平成12年	403,790	253,070	62.7
平成3年	362,450	202,260	55.8	平成13年	403,290	264,600	65.6
平成4年	367,930	208,950	56.8	平成14年	397,750	255,440	64.2
平成5年	376,830	220,920	58.6	平成15年	396,560	265,200	66.9
平成6年	380,080	227,630	59.9	平成16年	400,260	258,910	64.7
平成7年	390,670	231,760	59.3	平成17年	397,940	268,500	67.5
平成8年	393,600	235,310	59.8	平成18年	401,930	274,300	68.2
平成9年	401,870	242,700	60.4	平成19年	408,280	270,880	66.3
平成10年	400,590	241,990	60.4	平成20年	396,280	277,920	70.1
平成11年	405,220	255,820	63.1	平成21年	377,790	267,250	70.7

*男女間格差＝女性平均賃金÷男性平均賃金×100

神奈川県商工労働部「神奈川県賃金等調査結果報告書（平成22年2月）」より

施策の内容

（１）男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

（２）雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

（３）育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度について周知し、制度の普及を促進します。

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

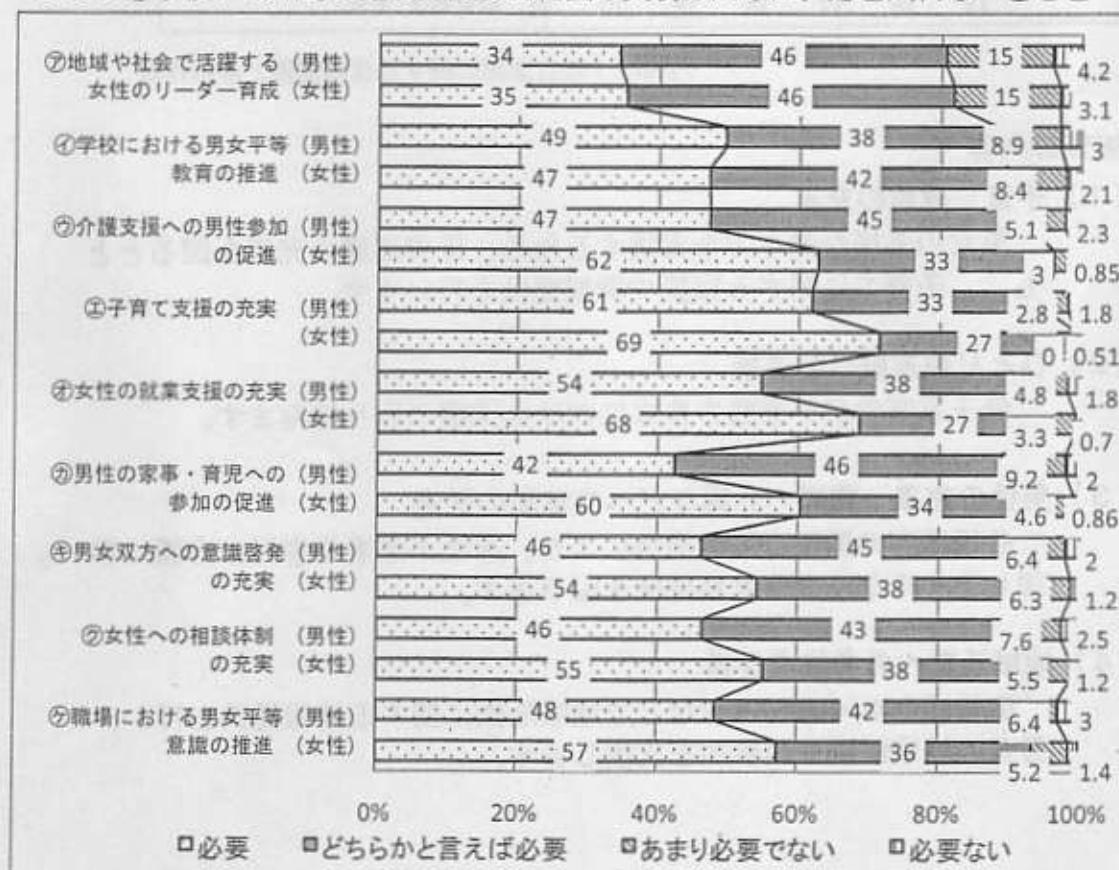
夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています。

家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女がともに仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要であり、男性の積極的な参加が求められていると言えます（グラフ⑩参照）。

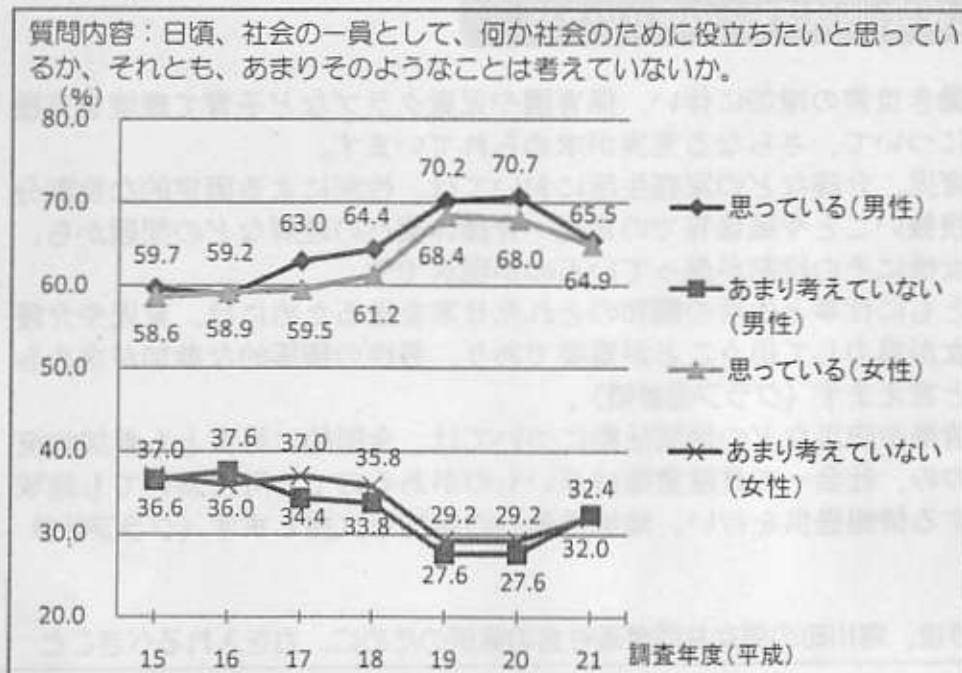
また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します（グラフ⑪参照）。

グラフ⑩今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成22年2月）集計結果」より

グラフ⑪社会への貢献意識の推移（性別）



内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

施策の内容

(1) 子育て環境の充実

男女の多様な働き方を支援するため、保育環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(3) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(4) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

基本目標

Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していく必要があります。

そこで、職場や地域において男女平等意識や男女共同参画についての理解を深めるための研修や講演会などを実施することにより、町民への意識啓発を図ります。

また、家庭において男女共同参画意識の醸成を図るとともに、学校においては男女平等教育推進と学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

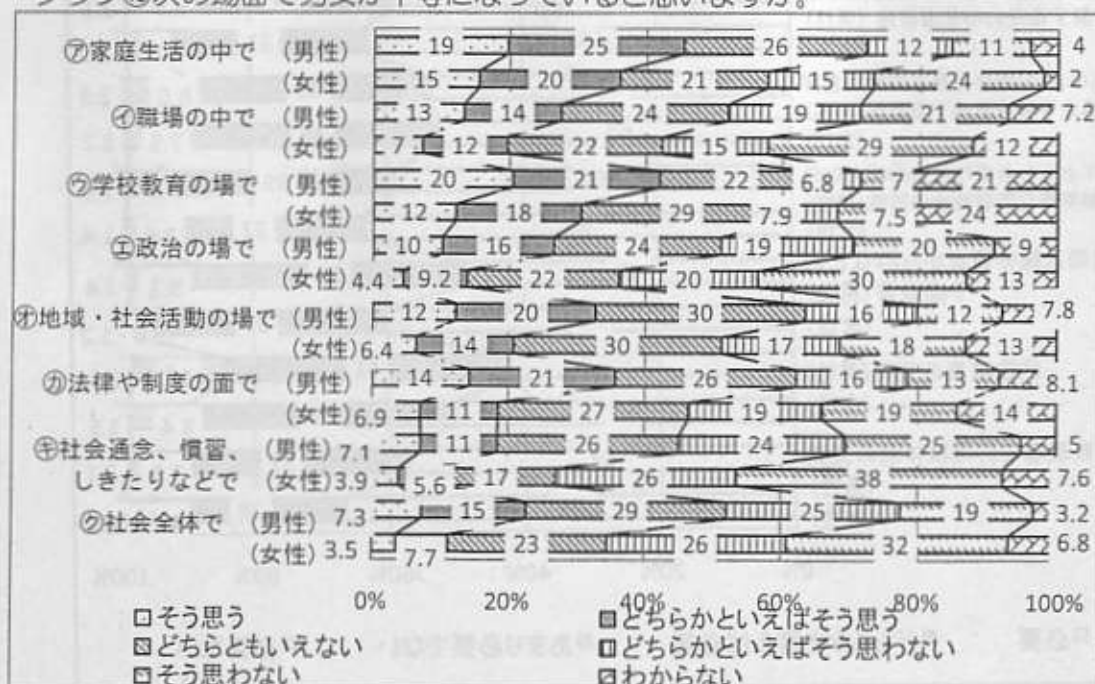
施策の基本的方向

1 職場や地域における意識づくりの推進

職場における男女平等意識についてはまだまだ低いという認識が強く、改善が望まれています（グラフ⑫参照）。事業所等において労働環境が整備されることと同様に、そこで働く人達の意識が高まることがとても重要です。

また、地域活動についても、性別にとらわれず男女が積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

グラフ⑫次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（平成22年2月）集計結果」より

施策の内容

(1) 職場における意識啓発

事業所等における男女共同参画理解のための研修会実施を促進します。

(2) 地域における意識啓発

町民の意識啓発を図るために、男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

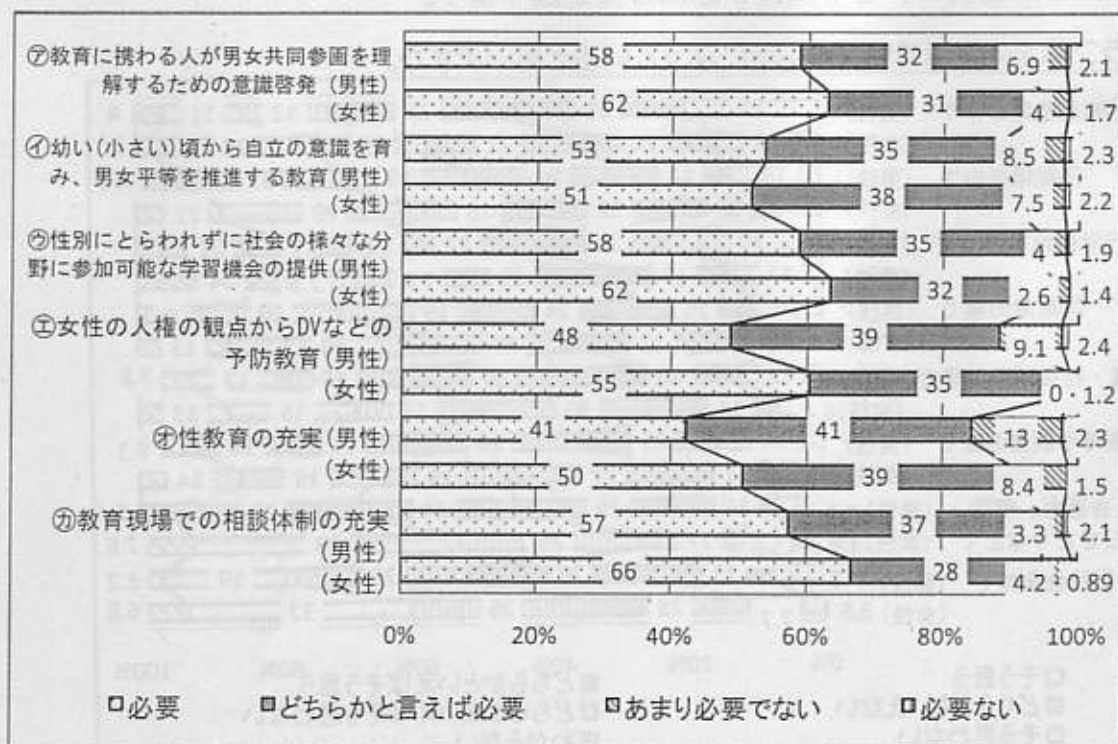
施策の基本的方向

2 家庭や学校等における意識づくりの推進

将来を担う子ども達に、家庭生活を通して男女平等の意識を持ってもらうことはとても大切です。そのためには、まず保護者の男女共同参画に対する意識を高めることが必要であり、そのための講座などを開催します。

学校においても、子ども達に対する男女平等についての教育とともに、学校教育関係者への意識啓発が重要であり、そのために必要な学習や研修を開催します(グラフ⑬参照)。

グラフ⑬男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート(平成22年2月)集計結果」より

施策の内容

(1) 家庭における意識啓発

男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識を醸成するために、生活に密着した講座や講演会を開催します。

(2) 学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。

また、公共施設を活用した読み聞かせを通じて、人権尊重や男女平等の意識を幼児期から育むことに取り組みます。

第 4 章

具体的な取組（実施計画）

具体的な取組み（実施計画）

第3章「施策の展開」で示した以下の内容に基づき、各担当課等において具体的に取り組む実施計画です。

- I あらゆる分野での男女共同参画の促進・・・・・・・・・・24ページ
 - 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
 - (1) 事業所等への女性登用の促進
 - (2) 町審議会などへの女性委員の登用
 - (3) 住民活動などにおける女性リーダーの登用の促進
 - 2 女性のチャレンジ支援
 - (1) 女性の人材育成の充実
 - (2) 女性の社会参画に関する情報提供
- II 男女の人権の尊重・・・・・・・・・・28ページ
 - 1 異性に対する暴力の根絶
 - (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
 - (2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - 2 人権尊重のための対策
 - (1) 人権侵害に関する支援
 - 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実
 - (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援
 - (2) 性の尊重に関する意識啓発
 - (3) 性教育の充実
- III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進のための環境づくり・・34ページ
 - 1 就業環境における男女共同参画の促進
 - (1) 男女平等な雇用の促進
 - (2) 雇用環境改善のための支援の充実
 - (3) 育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進
 - 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援
 - (1) 子育て環境の充実
 - (2) ひとり親家庭への支援
 - (3) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
 - (4) 地域活動への参加の促進
- IV 男女共同参画社会実現のための意識づくり・・・・・・・・・・41ページ
 - 1 職場や地域における意識づくりの推進
 - (1) 職場における意識啓発
 - (2) 地域における意識啓発
 - 2 家庭や学校等における意識づくりの推進
 - (1) 家庭における意識啓発
 - (2) 学校等における意識啓発

基本目標

I あらゆる分野での男女共同参画の促進

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

施策の内容

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

事業名及び内容	管理職への女性登用の推進				
事業所としての町の取組みとして、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：％）	9	11	11	12	12
管理職の職員数における女性の割合					
担当課等	総務課				

事業名及び内容	勤労者実態調査の実施				
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、女性登用の向上を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	123	-	-	123	-
指標・目標数値（単位：％）	50	-	-	55	-
調査票の回収率					
担当課等	産業振興課				

施策の内容

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)※を推進するため、男女が均衡のとれた構成比になるよう女性委員登用率の目標値を30%に設定し、それぞれの審議会等に相応しい意見の反映ができるようにします。

事業名及び内容		女性委員登用の推進				
町審議会などの職指定委員の見直しを図り、女性委員の登用をより一層推進します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費(単位:千円)		0	0	0	0	0
指標・目標数値(単位:%)		22	24	26	28	30
町審議会の女性委員登用率						
担当課等		町民課				

施策の内容

(3) 住民活動などにおける女性リーダーの登用の促進

リーダーとしての積極的な登用を促進するとともに、住民活動への女性の参加をより一層促進することにより、将来リーダーになるべき女性を育てようとするものです。

事業名及び内容		女性リーダー育成のための講座の開催				
女性リーダーとしての資質向上や住民活動への参加意識を一層啓発するための講座を開催します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費(単位:千円)		20	20	20	20	20
指標・目標数値(単位:人)		20	20	20	20	20
講座の参加人数						
担当課等		町民課				

施策の基本的方向

2 女性のチャレンジ支援

施策の内容

（１）女性の人材育成の充実

女性がその個性と能力を発揮して、これまで女性が少なかった分野や管理職登用など政策や方針の決定過程への参画を目指すための意識啓発や、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

事業名及び内容 女性リーダー育成のための講座の開催（再掲）					
女性リーダーとしての資質向上や住民活動への参加意識を一層啓発するための講座を開催します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	20	20	20	20	20
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20
講座の参加人数					
担当課等	町民課				

事業名及び内容 就労支援パソコン講座の開催					
中高年の再就職支援、女性の就労支援、スキルアップなどのためのパソコン講座を開催し、能力開発機会の充実を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	508	483	483	483	483
指標・目標数値（単位：講座）	4	4	4	4	4
開催講座数					
担当課等	産業振興課				

施策の内容

（２）女性の社会参画に関する情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

事業名及び内容		男女共同参画に関する講座の情報提供				
町内外で開催される、資格取得やスキルアップのための講座について情報提供します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）		4	4	4	4	4
広報紙、ホームページ等での情報提供回数						
担当課等		町民課				

事業名及び内容		求人に関する情報提供				
役場ロビーに設置した端末機でのハローワーク求人情報の検索や、求人情報誌・チラシの備え付けにより求人情報の閲覧をできるようにすることで、求人情報を提供します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		110	110	110	110	110
指標・目標数値（単位：回）		12	12	12	12	12
求人情報誌・チラシでの情報提供回数						
担当課等		産業振興課				

事業名及び内容		生涯学習に関する情報提供				
さむかわ町民大学、出前講座、生涯学習人材登録等の学習情報を提供し、自己研鑽のための学習活動を支援します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		50	50	50	50	50
指標・目標数値（単位：回）		6	6	6	6	6
広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発回数						
担当課等		生涯学習課				

基本目標

Ⅱ 男女の人権の尊重

施策の基本的方向

1 異性に対する暴力の根絶

施策の内容

（１）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、被害者が最初に接する相談窓口として、関係機関との連携により被害者の保護を行います。

事業名及び内容		暴力防止に関する意識啓発				
広報紙等を通じてDV等に関する情報発信を行い、暴力防止に関する意識啓発を行います。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）		2	2	2	2	2
広報紙、ホームページでの啓発回数						
担当課等		町民課				

事業名及び内容		DV等に関する相談や関係機関との連携				
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		65	65	65	65	65
指標・目標数値（単位：回）		5	5	5	5	5
関係機関との情報交換機会の回数						
担当課等		福祉課、町民課				

施策の内容

（２）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

広報紙などでセクハラ防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図るとともに、人権相談や関係機関での相談窓口についての情報を提供します。

事業名及び内容		町役場におけるセクハラ防止体制の充実				
		町職員間におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶と、相談体制の充実を図ります。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：件）		0	0	0	0	0
相談と処分の件数		※相談・処分がない状態を目指すため、目標数値は0件とします。				
担当課等		総務課				

事業名及び内容		セクハラ防止に関する啓発や各種相談窓口の情報提供				
		広報紙などを活用し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発や関係機関における各種相談窓口の情報提供を行います。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）		2	2	2	2	2
広報紙、ホームページでの啓発回数						
担当課等		町民課				

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

施策の内容

(1) 人権侵害に関する支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止についての情報提供により、町民の意識啓発を行います。

事業名及び内容		各種相談の実施や人権に関する情報提供				
		人権相談など各種相談を実施し、関係機関との連携を図ります。また、人権に関する様々な情報提供を行うとともに、街頭での啓発活動などを通じて町民への意識啓発を行います。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		173	173	173	173	173
指標・目標数値（単位：回）		3	3	4	4	4
街頭での人権啓発活動回数						
担当課等		町民課				

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

施策の内容

（１）男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

事業名及び内容		成人健康相談事業				
生活習慣病予防や健康維持・増進のための相談を実施し、町民の健康づくりを支援します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		148	148	148	148	148
指標・目標数値（単位：回）		50	50	50	50	50
相談の実施回数						
担当課等		健康課				

事業名及び内容		心とからだに関する講座の開催				
「ヨガセミナー」「休養とこころのセミナー」など、心身の健康維持・増進を目的とした講座を開催します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		189	189	189	189	189
指標・目標数値（単位：人）		280	280	280	280	280
セミナー参加延べ人数						
担当課等		健康課				

事業名及び内容		父親・母親教室の開催				
初妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての知識の普及と意識の啓発を図ります。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		2	89	89	89	89
指標・目標数値（単位：%）		100	100	100	100	100
参加者の満足度						
担当課等		健康課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容	公民館講座の開催				
公民館講座を通じて健康に対する意識付けを図るなど、町民の健康づくりを支援します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	730	850	850	864	882
指標・目標数値（単位：人）	7,000	7,050	7,100	7,150	7,200
講座の参加者数					
担当課等	公民館				

施策の内容

（２）性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性を尊重し、女性の生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

事業名及び内容		父親・母親教室の開催（再掲）				
妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座を通じて、お互いの性を尊重することの意識啓発を図ります。						
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予定事業費（単位：千円）	2	89	89	89	89	
指標・目標数値（単位：％）	100	100	100	100	100	
参加者の満足度						
担当課等	健康課					

施策の内容

(3) 性教育の充実

発達段階に応じた適切な性教育や性に関する情報提供の充実を図ります。

事業名及び内容		母子健康相談事業				
		性に関する相談について、電話等で相談に対応するとともに、関係機関が実施する相談事業などの情報を提供します。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）		1	1	1	1	1
広報紙での周知回数						
担当課等		健康課				

事業名及び内容		「生きる力」の育成事業				
		教科や道徳の時間、総合的な学習の時間等を通して、性教育を推進します。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：時間）		10	10	10	10	10
性教育実施時間数						
担当課等		学校教育課				

基本目標

Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり

施策の基本的方向

1 就業環境における男女共同参画の促進

施策の内容

（１）男女平等な雇用の促進

主として事業所等を対象に、男女雇用機会均等法などの周知を行い、意識啓発を図ります。

事業名及び内容 勤労者実態調査の実施（再掲）					
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に３年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、男女平等雇用の意識を喚起します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	123	-	-	123	-
指標・目標数値（単位：％）	50	-	-	55	-
調査票の回収率					
担当課等	産業振興課				

施策の内容

（２）雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善に向けた様々な講座や相談、就職に向けた面接会などの情報提供を行います。また、関係機関と連携しながら就職面接会や相談会を開催します。

事業名及び内容 労働相談に関する情報提供					
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）	3	3	3	3	3
広報紙、ホームページ等での情報提供回数					
担当課等	産業振興課				

事業名及び内容		労働相談の実施				
		ハローワーク藤沢管内の3市1町で実施する湘南就職面接会時において、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。 ※雇用情勢により実施しない場合もあります。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		150	150	150	150	150
指標・目標数値（単位：回）		1	1	1	1	1
実施回数						
担当課等		産業振興課				

事業名及び内容		労働講座の開催				
		労政問題懇話会及び県との共催により、労働環境に関する講座を開催します。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：回）		1	1	1	1	1
開催回数						
担当課等		産業振興課				

施策の内容

（3）育児・介護休業などの制度の周知及び普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度について周知し、制度の普及を促進します。

事業名及び内容		育児休業取得の促進				
		町職員が育児休業を取得しやすい環境を整備し、子育ての支援を図ります。				
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		5,376	6,452	7,527	8,601	9,677
指標・目標数値（単位：％）		3	5	7	10	13
男性職員の育児休業取得率						
担当課等		総務課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		勤労者実態調査の実施（再掲）				
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、制度の周知や普及の促進を図ります。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		123	-	-	123	-
指標・目標数値（単位：％）		50	-	-	55	-
調査票の回収率						
担当課等		産業振興課				

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

施策の内容

（1）子育て環境の充実

男女の多様な働き方を支援するため、保育環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

事業名及び内容		町立保育園通常保育事業 ※				
保護者の就労等により家庭等で保育することが困難な児童の保育を、町立保育園で実施します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		584,514	584,514	584,514	584,514	584,514
指標・目標数値（単位：人）		540	540	540	630	630
利用者数						
担当課等		子育て支援課				

事業名及び内容		延長保育の充実 ※				
保護者の就労形態の多様化に対応した、町立保育園での延長保育を実施します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		584,514	584,514	584,514	584,514	584,514
指標・目標数値（単位：％）		100	100	100	100	100
延長保育希望者の利用率						
担当課等		子育て支援課				

※「町立保育園通常保育事業」と「延長保育の充実」の予定事業費は、両方の事業を含めた保育園運営に係る全体事業費を記載してあります。

事業名及び内容		子育て支援相談事業				
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		19,021	19,021	19,021	19,021	19,021
指標・目標数値（単位：％）		100	100	100	100	100
相談への対応率						
担当課等		子育て支援課				

事業名及び内容		児童クラブ運営事業				
保護者が労働等により放課後昼間家庭にいない児童に、放課後の適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		15,391	15,391	15,391	15,391	15,391
指標・目標数値（単位：人）		190	195	200	200	200
入所児童数						
担当課等		子育て支援課				

施策の内容

（２）ひとり親家庭への支援

母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

事業名及び内容		ひとり親家庭等医療費助成事業				
ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限有り）。						
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予定事業費（単位：千円）	28,693	28,693	28,693	28,693	28,693	
指標・目標数値（単位：人）	800	800	800	800	800	
助成対象者数						
担当課等	子育て支援課					

施策の内容

（３）男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性が家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

事業名及び内容	父親・母親教室の開催（再掲）				
初妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女が協力して家事や育児を行うことについて意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	2	89	89	89	89
指標・目標数値（単位：％）	100	100	100	100	100
参加者の満足度					
担当課等	健康課				

事業名及び内容		母子訪問指導事業（再掲）				
乳幼児を育てている家庭を訪問し、育児状況の確認や子どもと養育者の心身の健康づくりへの助言等と併せて、男性の育児参加への意識啓発を行います。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	908	908	908	908
指標・目標数値（単位：件）		900	900	900	900	900
母子訪問合計件数						
担当課等		健康課				

事業名及び内容	母子健康相談事業（7か月児相談2歳児歯科相談）（再掲）				
来所による相談事業の開催を通じて、乳幼児を育てる家庭の、子どもと養育者の心とからだの健康づくりを支援し、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	623	1,345	1,345	1,345	1,345
指標・目標数値（単位：％）	65	70	75	80	85
来所率					
担当課等	健康課				

事業名及び内容 家族介護教室・認知症高齢者介護教室の開催					
介護技術・対応方法を習得するための講習会の開催を通じて、男女がともに介護を担うことの意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	172	172	172	172	172
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20
講座参加者合計数					
担当課等	高齢介護課				

事業名及び内容 男女共同参画に関する講座の開催					
生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、男性も家事や育児などに参加しやすくなるよう、きっかけ作りや意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	20	20	20	20	20
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20
講座の参加人数					
担当課等	町民課				

事業名及び内容 勤労者実態調査の実施（再掲）					
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施します。その結果を事業所に知らせることにより、従業員が制度を取得しやすくなるよう、制度の周知や普及の促進を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	123	-	-	123	-
指標・目標数値（単位：%）	50	-	-	55	-
調査票の回収率					
担当課等	産業振興課				

事業名及び内容 公民館講座の開催（再掲）					
公民館講座を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に対する意識付けを促進します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	730	850	850	864	882
指標・目標数値（単位：人）	7,000	7,050	7,100	7,150	7,200
講座の参加者数					
担当課等	公民館				

具体的な取組み（実施計画）

施策の内容

（４）地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

事業名及び内容					
ファミリーサポートセンター事業					
育児の援助を受けたい人を行う人が会員となって一時預かり等の事業を行うことにより、育児世代の地域活動への参加を支援します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
指標・目標数値（単位：件）	1,900	2,100	2,300	2,400	2,500
活動件数					
担当課等	子育て支援課				

事業名及び内容					
生涯学習に関する情報提供（再掲）					
さむかわ町民大学、出前講座、生涯学習人材登録等の学習情報を提供し、地域活動への参加を支援します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	50	50	50	50	50
指標・目標数値（単位：回）	6	6	6	6	6
広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発回数					
担当課等	生涯学習課				

基本目標

Ⅳ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

施策の基本的方向

1 職場や地域における意識づくりの推進

施策の内容

(1) 職場における意識啓発

事業所等における男女共同参画理解のための研修会実施を促進します。

事業名及び内容	男女共同参画に関する講座の開催（再掲）				
事業所向けの男女共同参画に関する講座を開催し、職場における男女共同参画への意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	20	20	20	20	20
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20
講座の参加人数					
担当課等	町民課				

施策の内容

(2) 地域における意識啓発

町民の意識啓発を図るために、男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

事業名及び内容		男女共同参画に関する講座の開催（再掲）				
生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、地域における男女共同参画への意識啓発を図ります。						
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予定事業費（単位：千円）	20	20	20	20	20	
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20	
講座の参加人数						
担当課等	町民課					

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容 生涯学習講座などの開催					
P T A指導者研修会、家庭教育講演会、人権教育講演会等の講座、講演会を開催して、男女共同参画の意識啓発など生涯学習の機会を提供します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	150	150	150	150	150
指標・目標数値（単位：回）	4	4	4	4	4
講座開催回数					
担当課等	生涯学習課				

施策の基本的方向

2 家庭や学校等における意識づくりの推進

施策の内容

(1) 家庭における意識啓発

男女がお互いの役割を理解し、尊重する意識を醸成するために、生活に密着した講座や講演会を開催します。

事業名及び内容 父親・母親教室の開催（再掲）					
初妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女がお互いを理解し尊重することについて意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	2	89	89	89	89
指標・目標数値（単位：％）	100	100	100	100	100
参加者の満足度					
担当課等	健康課				

事業名及び内容 母子訪問指導事業（再掲）					
乳幼児を育てている家庭を訪問し、育児状況の確認や子どもと養育者の心身の健康づくりへの助言等と併せて、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	0	908	908	908	908
指標・目標数値（単位：件）	900	900	900	900	900
母子訪問合計件数					
担当課等	健康課				

事業名及び内容 母子健康相談事業（7か月児相談2歳児歯科相談）（再掲）					
来所による相談事業の開催を通じて、乳幼児を育てる家庭の、子どもと養育者の心とからだの健康づくりを支援し、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	623	1,345	1,345	1,345	1,345
指標・目標数値（単位：％）	65	70	75	80	85
来所率					
担当課等	健康課				

事業名及び内容 男女共同参画に関する講座の開催（再掲）					
生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、家庭における男女共同参画への意識啓発を図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	20	20	20	20	20
指標・目標数値（単位：人）	20	20	20	20	20
講座の参加人数					
担当課等	町民課				

事業名及び内容 生涯学習講座などの開催（再掲）					
PTA指導者研修会、家庭教育講演会、人権教育講演会等の講座、講演会を開催して、男女共同参画の意識啓発など生涯学習の機会を提供します。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	150	150	150	150	150
指標・目標数値（単位：回）	4	4	4	4	4
講座開催回数					
担当課等	生涯学習課				

事業名及び内容 公民館講座の開催（再掲）					
公民館講座を通じて、男女共同参画の意識づくりを図ります。					
事業費及び指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）	730	850	850	864	882
指標・目標数値（単位：人）	7,000	7,050	7,100	7,150	7,200
講座の参加者数					
担当課等	公民館				

具体的な取組み（実施計画）

施策の内容

（２）学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を推進するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を実施します。

また、公共施設を活用した読み聞かせを通じて、人権尊重や男女平等の意識を幼児期から育むことに取り組みます。

事業名及び内容		教職員の資質向上事業				
教職員向け講演会や研修会等を開催し、児童・生徒への人権教育の充実を図ります。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		70	120	120	120	120
指標・目標数値（単位：人）		240	240	240	240	240
研修会等への参加者数						
担当課等		学校教育課				

事業名及び内容		中学生人権作文コンテストの実施				
関係機関と連携して人権作文コンテストを実施し、人権に対する生徒の意識啓発を図ります。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：人）		200	210	220	230	240
作文の応募者数						
担当課等		町民課				

事業名及び内容		読み聞かせの実施				
公民館や図書館を活用した読み聞かせを通じて、思いやりや仲良くする心などの人権・男女平等意識を幼児期から育みます。						
事業費及び指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予定事業費（単位：千円）		0	0	0	0	0
指標・目標数値（単位：人）		720	740	760	780	800
読み聞かせ・おはなし会への参加者数						
担当課等		公民館、寒川総合図書館				

第5章

計画の推進

計画の推進

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わりができるよう体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

1 町民参加による推進

この計画を推進するためには、町民が「男女共同参画社会の形成」について自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に関わる必要があります。

そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を継続して設置し、公募の委員や関係団体を代表する委員として、町民が計画の推進に関わる機会を保障します。

また、同推進協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

2 庁内の推進体制

実施計画に位置付けられた事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

3 関係各機関との連携

「男女共同参画社会の形成」のためには、町内のみならず、国や県、近隣市町村やその他の関係団体などとの連携がとても重要です。こうした関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の推進を図ります。

4 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、関係各課等からの報告をもとに行います。取りまとめた内容について、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に報告し、ご意見をいただきます。

付属資料

○さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

改正 平成19年4月1日

(設置)

第1条 本町における男女平等参画社会の実現をめざし、行政等と連携して、女性行政を総合的に推進するため、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) さむかわ男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 女性を取り巻く諸問題解決のための施策のあり方に関すること。
- (3) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会委員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 町内の企業関係者
- (4) 一般公募者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要があると認めたときに招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町民環境部町民課において処理する。

(委任)

さむかわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	選出区分	氏 名	備 考
1	町教育委員会の委員	◎ てらもと ともこ 寺本 偕子	教育委員会委員
2	関係団体の代表者	よしおか よしこ 吉岡 喜子	神奈川県立かながわ女性センター H21. 9. 1 ～ H22. 3. 31
3		こまがた よしひこ 駒形 芳彦	神奈川県立かながわ女性センター H22. 4. 1 ～ H23. 3. 31
4		ぬのたに 布谷 あけみ	寒川町小中学校校長会
5		はしもと はるみ 橋本 晴美	寒川町婦人会
6		○ かたおか りち 片岡 理智	かながわ女性会議
7		おおつき みほこ 大槻 美保子	社会福祉法人 新生会 (寒川町子育て支援センター子育てアドバイザー)
8		いりさわ さゆり 入澤 早百合	国際ソロプチミスト寒川
9		なかじま みつこ 中島 光子	(福)恩賜財団神奈川県同胞援護会 (寒川町立旭保育園施設長)
10		もとまつ やすゆき 本松 康幸	茅ヶ崎保健福祉事務所
11	町内の企業関係者	おぐり ゆうじ 小栗 裕治	企業の代表 (寒川町工業協会)
12	〃	はせがわ すみこ 長谷川 澄子	勤労者の代表 (湘南地域連合)
13	公募による町民	なかむら はるよ 中村 晴代	
14	〃	うえの ひろみ 上野 ひろみ	
15	〃	さとう とみこ 佐藤 登美子	

任期：H21. 9. 1 ～ H23. 3. 31

○さむかわ男女共同参画プラン連絡会設置要綱

改正 平成19年4月1日

(設置)

第1条 さむかわ男女共同参画プランの各事業を推進し、各課等の調整を図るため、庁内にさむかわ男女共同参画プラン連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) さむかわ男女共同参画プラン実施計画の原案の策定に関すること。
- (2) さむかわ男女共同参画プランに係わる各課等との調整及び推進に関すること。
- (3) その他さむかわ男女共同参画プランの実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長には町民環境部長を、副会長には町民課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会は、実施計画の原案の策定に必要な資料収集及び検討、調整をさせ、並びにその原案を作成させるため作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第2に掲げる所属の指導主事・副主幹・副技幹又は主査をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会長は、作業部会において検討した事項を連絡会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会及び作業部会の庶務は、町民環境部町民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会、作業部会の運営に関し、必要な事項は連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課
町民環境部町民課

(別表第1表) 連絡会
会 員 名 簿

会 員	会 員	
町民環境部	町民環境部町民課	1
町民環境部	町民環境部町民課	2
町民環境部	町民環境部町民課	3
町民環境部	町民環境部町民課	4
町民環境部	町民環境部町民課	5
町民環境部	町民環境部町民課	6
町民環境部	町民環境部町民課	7
町民環境部	町民環境部町民課	8
町民環境部	町民環境部町民課	9

別表第1(第3条関係)

さむかわ男女共同参画プラン連絡会

職名
町民環境部長
総務部総務課長
健康福祉部福祉課長
健康福祉部子育て支援課長
健康福祉部高齢介護課長
健康福祉部健康課長
町民環境部町民課長
町民環境部産業振興課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
その他町長が指定する職員

別表第2(第6条関係)

作業部会

	職名	区分
1	総務部総務課	指導主事
2	健康福祉部福祉課	副主幹
3	健康福祉部子育て支援課	副技幹
4	健康福祉部高齢介護課	主査
5	健康福祉部健康課	
6	町民環境部町民課	
7	町民環境部産業振興課	
8	教育委員会学校教育課	
9	教育委員会生涯学習課	

(仮称) 第3次さむかわ男女共同参画プラン策定に関する検討経過

年 月 日	項 目
平成21年10月29日	平成21年度第1回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・会長・副会長の選出及びさむかわ男女共同参画プラン ・今後の進め方について
平成21年12月22日	平成21年度第1回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・「第二次さむかわ男女共同参画プラン実施計画」事業実績、現状及び予定について ・男女共同参画に関するアンケートの調査項目について
平成22年 1月18日	平成21年度第2回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・プラン改定にあたっての基本的な考え方について ・男女共同参画に関するアンケート（案）について ・現行の実施計画における問題点、課題について
平成22年 1月22日	平成21年度第2回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・プラン改定にあたっての基本的な考え方について ・「男女共同参画社会」に関するアンケート調査（案）について ・現行の実施計画における問題点、課題について
平成22年 3月24日	平成21年度第3回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・改定男女共同参画プランにおける体系について
平成22年 3月26日	平成21年度第3回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・改定男女共同参画プランにおける体系について
平成22年 5月28日	平成22年度第1回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・改定男女共同参画プランにおける基本理念、基本目標等について
平成22年 6月16日	平成22年度第1回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・改定男女共同参画プランにおける基本理念、基本目標等について
平成22年 7月 6日	平成22年度第2回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・改定男女共同参画プランにおける基本理念、基本目標等について

年 月 日	項 目
平成22年 8月 3日	平成22年度第3回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・改定男女共同参画プラン（素案）について ・改定男女共同参画プランの名称について・
平成22年 8月18日 ～ 8月26日	改定男女共同参画プラン実施計画に係るヒアリング実施 ・関係各課等との実施計画予定事業についての状況把握（10課11担当）
平成22年 9月27日	平成22年度第2回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・改定男女共同参画プランの実施計画について
平成22年10月 1日	平成22年度第4回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・改定男女共同参画プランの実施計画について
平成22年11月 5日 ～ 12月 7日	（仮称）第3次さむかわ男女共同参画プラン（案）のパブリックコメント手続き実施 ＜資料配布場所＞ 役場町民課窓口、同1階ロビー案内、同2階情報公開コーナー、公民館、町民センター、北部・南部文化福社会館、健康管理センター、寒川総合体育館、寒川総合図書館 ＜意見等＞ なし
平成23年 1月19日	平成22年度第3回さむかわ男女共同参画プラン連絡会開催 ・（仮称）第3次さむかわ男女共同参画プラン（案）について
平成23年 1月27日	平成22年度第5回さむかわ男女共同参画プラン推進協議会開催 ・（仮称）第3次さむかわ男女共同参画プラン（案）について
平成23年 3月 日	「第3次さむかわ男女共同参画プラン ～ ～」決定

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計

画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる
- (政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任

命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

- 第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（委員等の任期に関する経過措置）

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで 略

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

「男女共同参画社会」に関する アンケート 集計結果

平成21(2009)年度
調査時期：平成22年2月

寒 川 町

基本情報

調査対象者

寒川町在住の満20才以上の男女3,000人

抽出方法

無作為抽出（ただし男女同数）

調査方法

郵送による配布、郵送による回収

調査期間

平成22年1月28日～2月12日

回答していただいた調査票

1,169通 回答率 39%

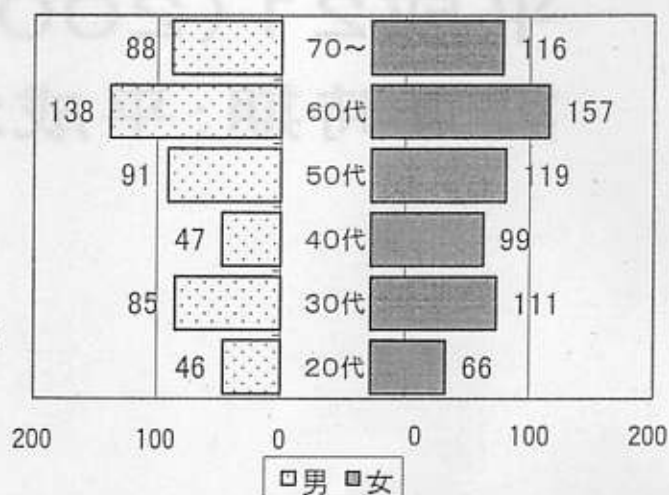
基本集計項目

同時実施の「すみよいまちづくりアンケート」より回答者の性別・年代を引用

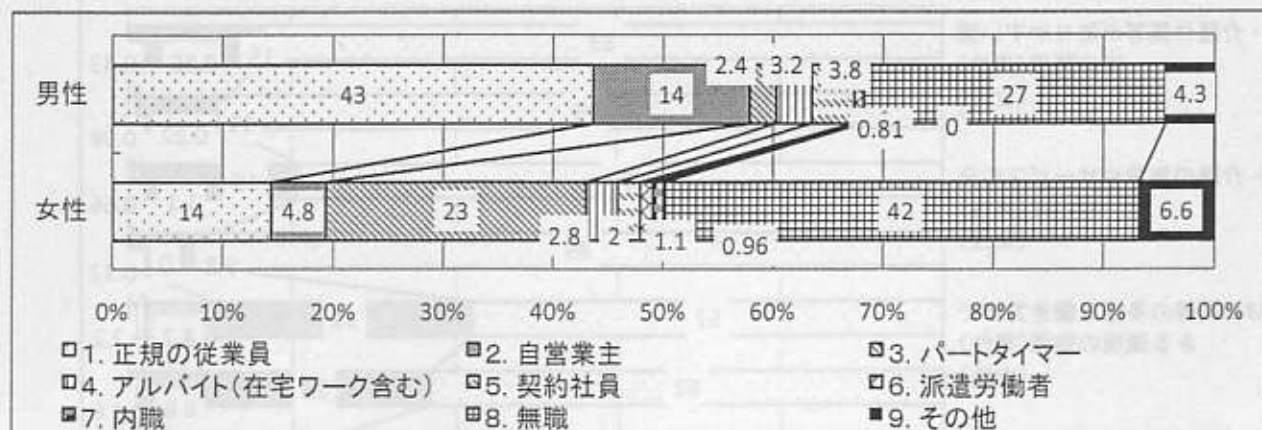
性別・年代			
	男	女	構成比
20代	46	66	9.6%
30代	85	111	16.9%
40代	47	99	12.6%
50代	91	119	18.1%
60代	138	157	25.4%
70～	88	116	17.5%
小計	495	668	42.6% 57.4%
合計	1,163		

回答者の57%が女性であり、町人口の構成比と比べて女性の方がやや多く、男女とも60代の回答が最も多かった。

年代別男女



問1 あなたの就業形態はどれですか。(1つ選択)



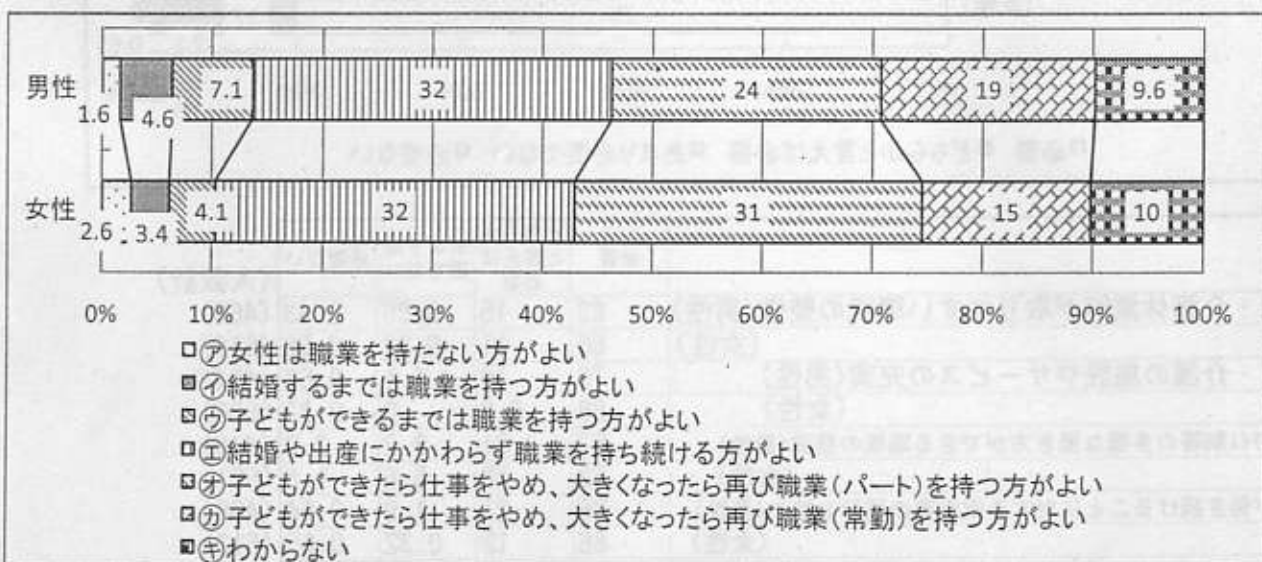
	男性	女性
1. 正規の従業員	43	14
2. 自営業主	14	4.8
3. パートタイマー	2.4	23
4. アルバイト(在宅ワーク含む)	3.2	2.8
5. 契約社員	3.8	2
6. 派遣労働者	0.81	1.1
7. 内職	0	0.96
8. 無職	27	42
9. その他	4.3	6.6

(人数計) (488) (621)

正規の従業員の割合は男性が女性の約3倍。
働いている女性の内訳では、パートタイマーが最も多く、次に正規の従業員が多い。

問2 女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。(1つ選択)

(1つ選択)

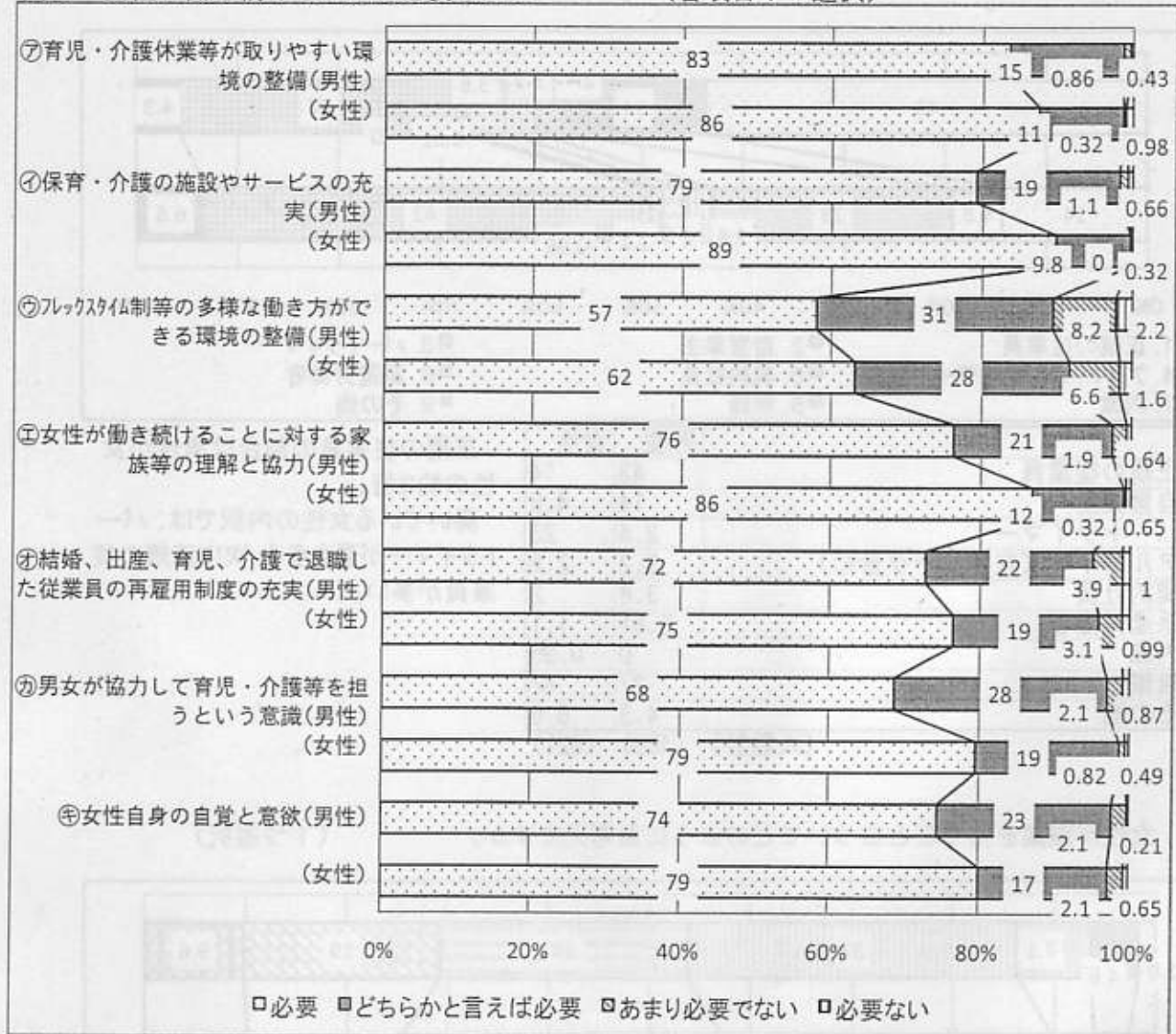


	男性	女性
㊦ 女性は職業を持たない方がよい	1.6	2.6
㊧ 結婚するまでは職業を持つ方がよい	4.6	3.4
㊨ 子どもができるまでは職業を持つ方がよい	7.1	4.1
㊩ 結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい	32	32
㊪ 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(パート)を持つ方がよい	24	31
㊫ 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業(常勤)を持つ方がよい	19	15
㊬ わからない	9.6	10

(人数計) (478) (631)

男女とも、「結婚・出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」が最も多い。また、「子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい」という考えは、パート・常勤を合わせると、「職業を持ち続ける方がよい」よりも多く、女性の再就職を支援する考えが多いことがうかがわれる。

問3 女性が働き続けるために必要なこと (各項目1つ選択)

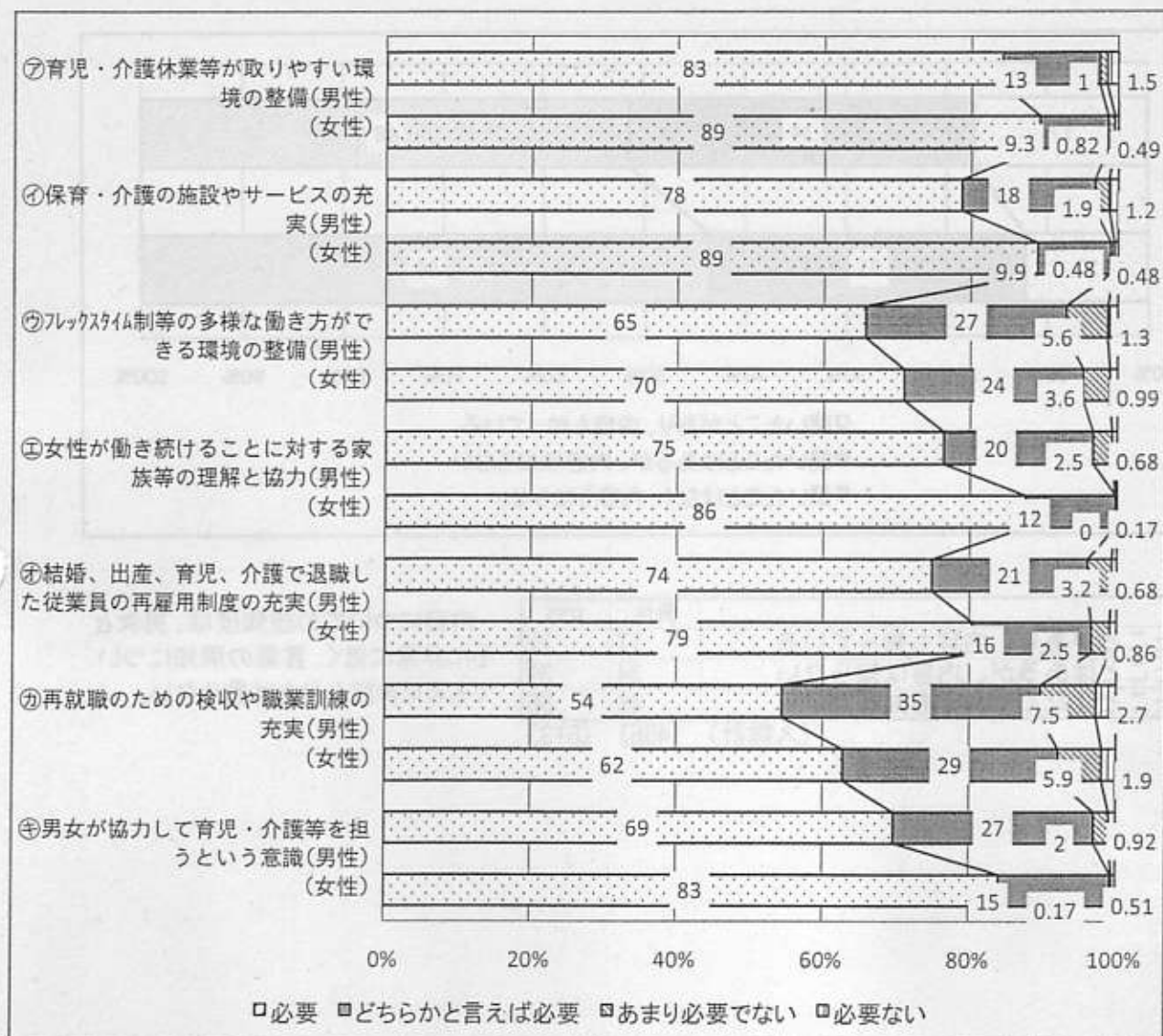


	必要	どちらか と言えば 必要	あまり必 要でない	必要ない	(人数計)
㉗ 育児・介護休業等が取りやすい環境の整備(男性)	83	15	0.86	0.43	(463)
(女性)	86	11	0.32	0.98	(612)
㉘ 保育・介護の施設やサービスの充実(男性)	79	19	1.1	0.66	(454)
(女性)	89	9.8	0	0.32	(608)
㉙ フレックスタイム制等の多様な働き方ができる環境の整備(男性)	57	31	8.2	2.2	(449)
(女性)	62	28	6.6	1.6	(601)
㉚ 女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力(男性)	76	21	1.9	0.64	(466)
(女性)	86	12	0.32	0.65	(613)
㉛ 結婚、出産、育児、介護で退職した従業員の再雇用制度の充実(男性)	72	22	3.9	1	(458)
(女性)	75	19	3.1	0.99	(606)
㉜ 男女が協力して育児・介護等を担うという意識(男性)	68	28	2.1	0.87	(457)
(女性)	79	19	0.82	0.49	(608)
㉝ 女性自身の自覚と意欲(男性)	74	23	2.1	0.21	(455)
(女性)	79	17	2.1	0.65	(609)

女性は、「育児・介護休業等が取りやすい環境の整備」と並んで「女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力」が必要と考える割合が高い。女性が働き続けるために、家族や周囲の人々の理

問4 女性が再就職しやすくするために必要なこと

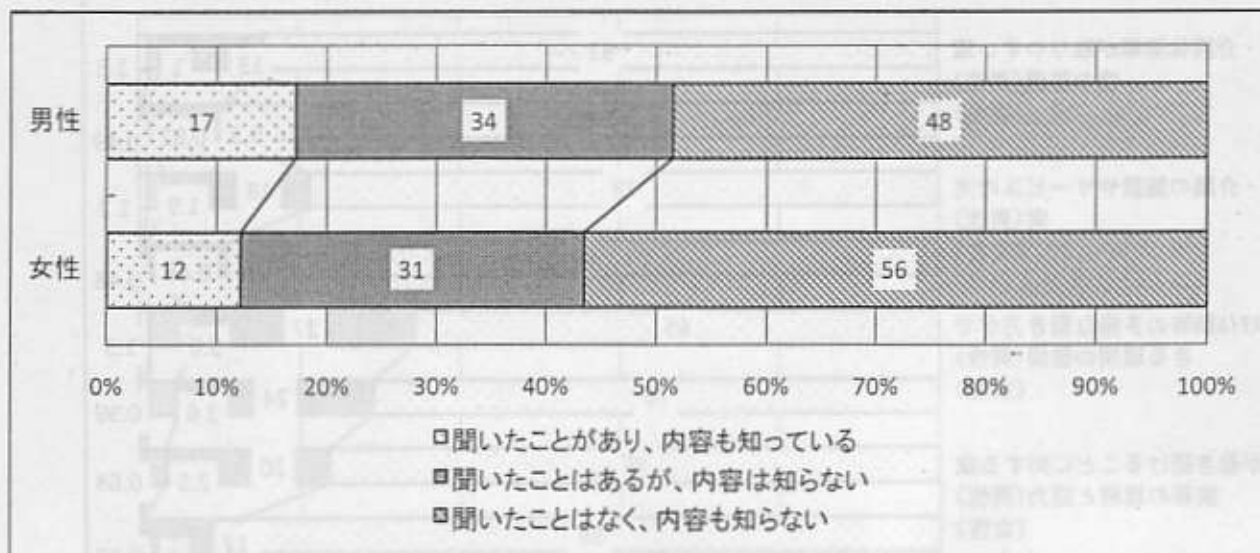
(各項目1つ選択)



	必要	どちらか と言えば 必要	あまり必 要でない	必要ない	(人数計)
⑦育児・介護休業等が取りやすい環境の整備(男性)	83	13	1	1.5	(465)
(女性)	89	9.3	0.82	0.49	(608)
⑧保育・介護の施設やサービスの充実(男性)	78	18	1.9	1.2	(464)
(女性)	89	9.9	0.48	0.48	(613)
⑨フレックスタイム制※1等の多様な働き方ができる環境の整備(男性)	65	27	5.6	1.3	(458)
(女性)	70	24	3.6	0.99	(602)
⑩女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力(男性)	75	20	2.5	0.68	(437)
(女性)	86	12	0	0.17	(580)
⑪結婚、出産、育児、介護で退職した従業員の再雇用制度の充実(男性)	74	21	3.2	0.68	(436)
(女性)	79	16	2.5	0.86	(578)
⑫再就職のための研修や職業訓練の充実(男性)	54	35	7.5	2.7	(435)
(女性)	62	29	5.9	1.9	(572)
⑬男女が協力して育児・介護等を担うという意識(男性)	69	27	2	0.92	(434)
(女性)	83	15	0.17	0.51	(582)

理解・協力といった意識的な要素については、男性の方が「必要」と思っている割合が非常に低い。

問5 「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」について知っていますか。(1つ選択)

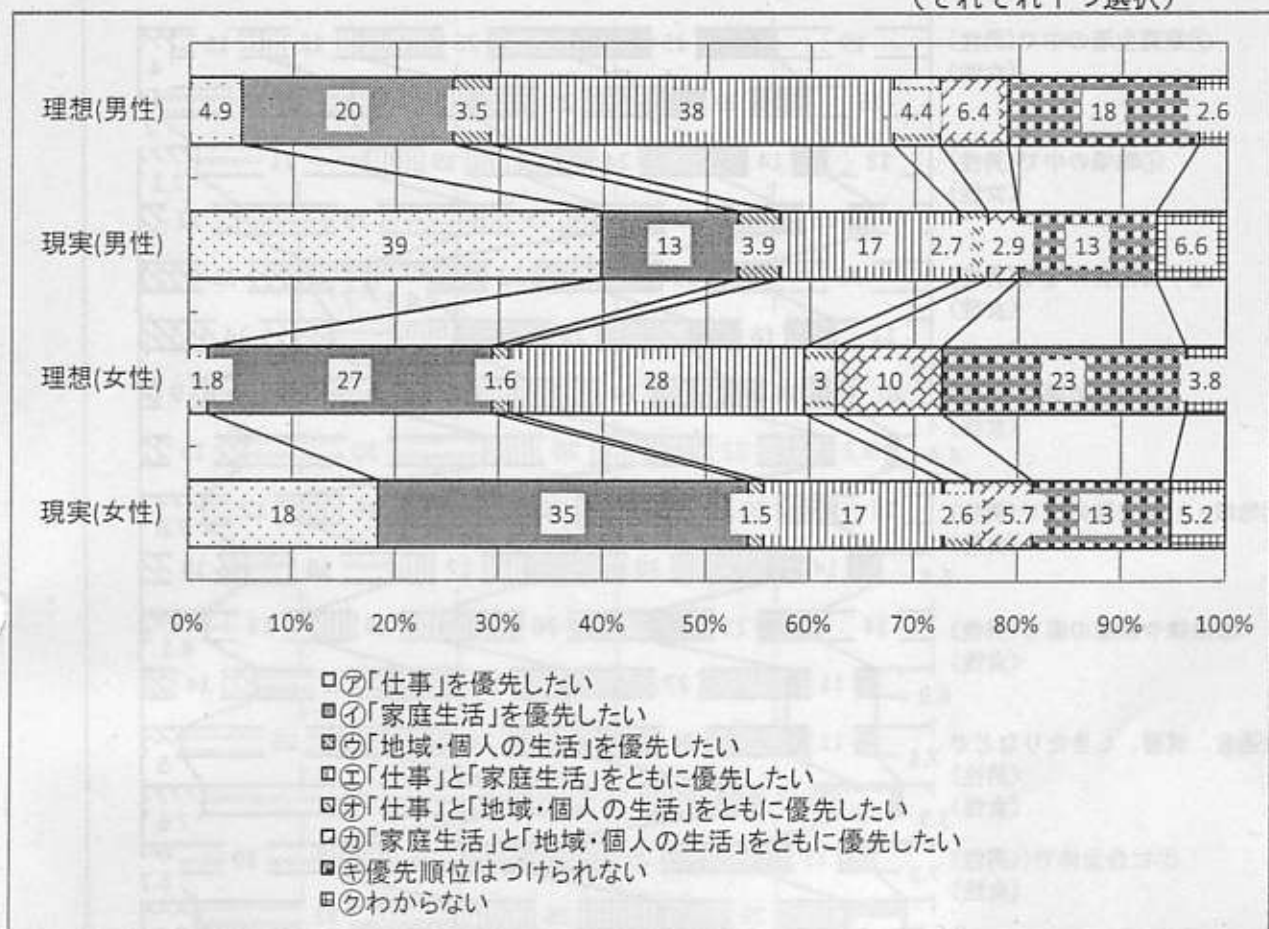


	男性	女性
聞いたことがあります、内容も知っている	17	12
聞いたことはあるが、内容は知らない	34	31
聞いたことはなく、内容も知らない	48	56

(人数計) (456) (613)

内容についての認知度は、男女ともに非常に低く、言葉の周知についてもまだまだ十分とは言えない。

問6 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実
(それぞれ1つ選択)



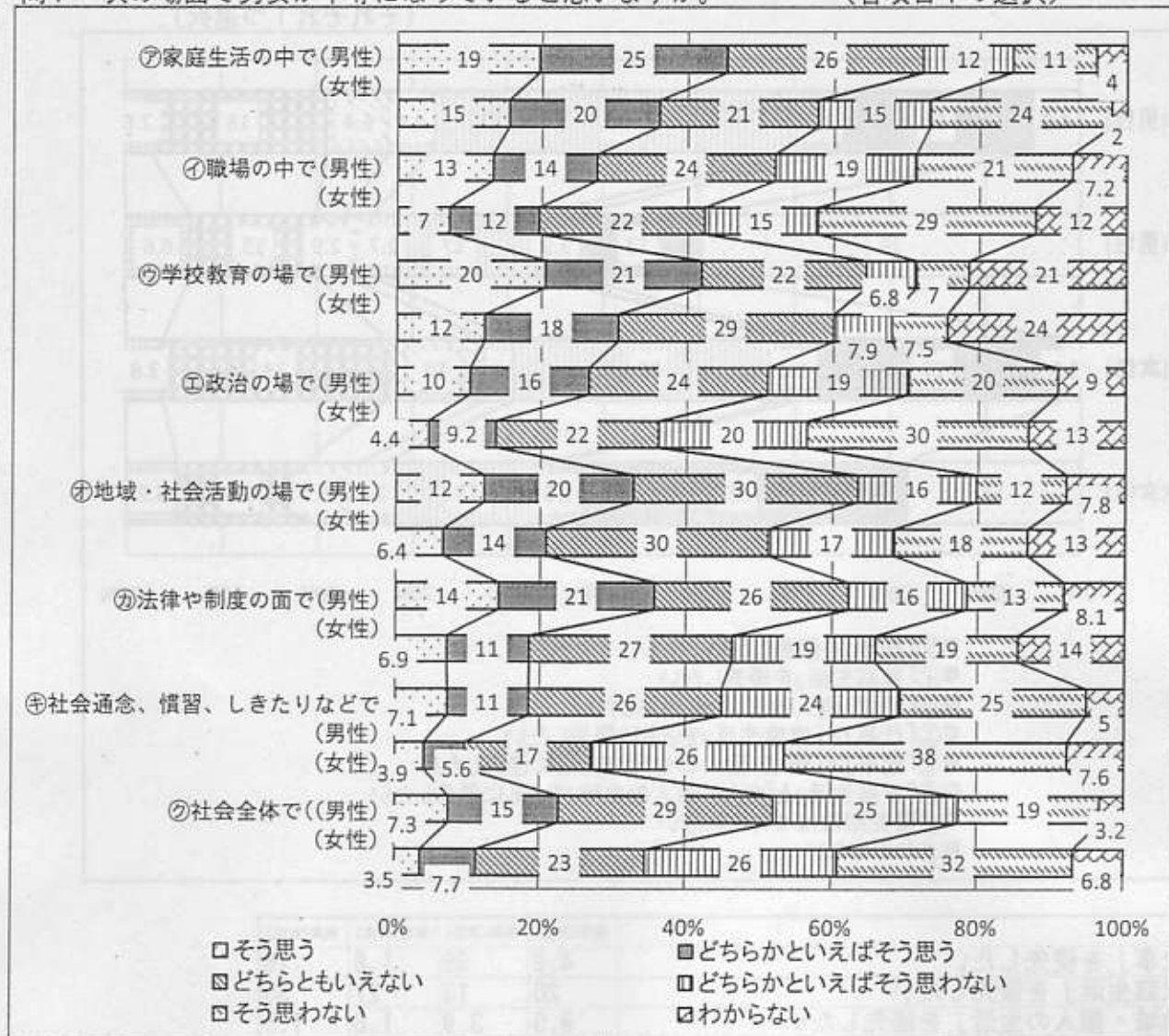
	理想(男性)	現実(男性)	理想(女性)	現実(女性)
⑦「仕事」を優先したい	4.9	39	1.8	18
①「家庭生活」を優先したい	20	13	27	35
⑤「地域・個人の生活」を優先したい	3.5	3.9	1.6	1.5
②「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	38	17	28	17
④「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	4.4	2.7	3	2.6
③「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	6.4	2.9	10	5.7
⑥優先順位はつけられない	18	13	23	13
⑧わからない	2.6	6.6	3.8	5.2

(人数計) (447) (434) (597) (576)

「仕事」と「家庭生活」または「地域・個人の生活」をともに優先したいとする割合は、男女とも、理想に対して現実の方が少なく、男性は現実としては「仕事」が優先、女性は「仕事」または「家庭生活」が優先されている。

問7 次の場面で男女が平等になっていると思いますか。

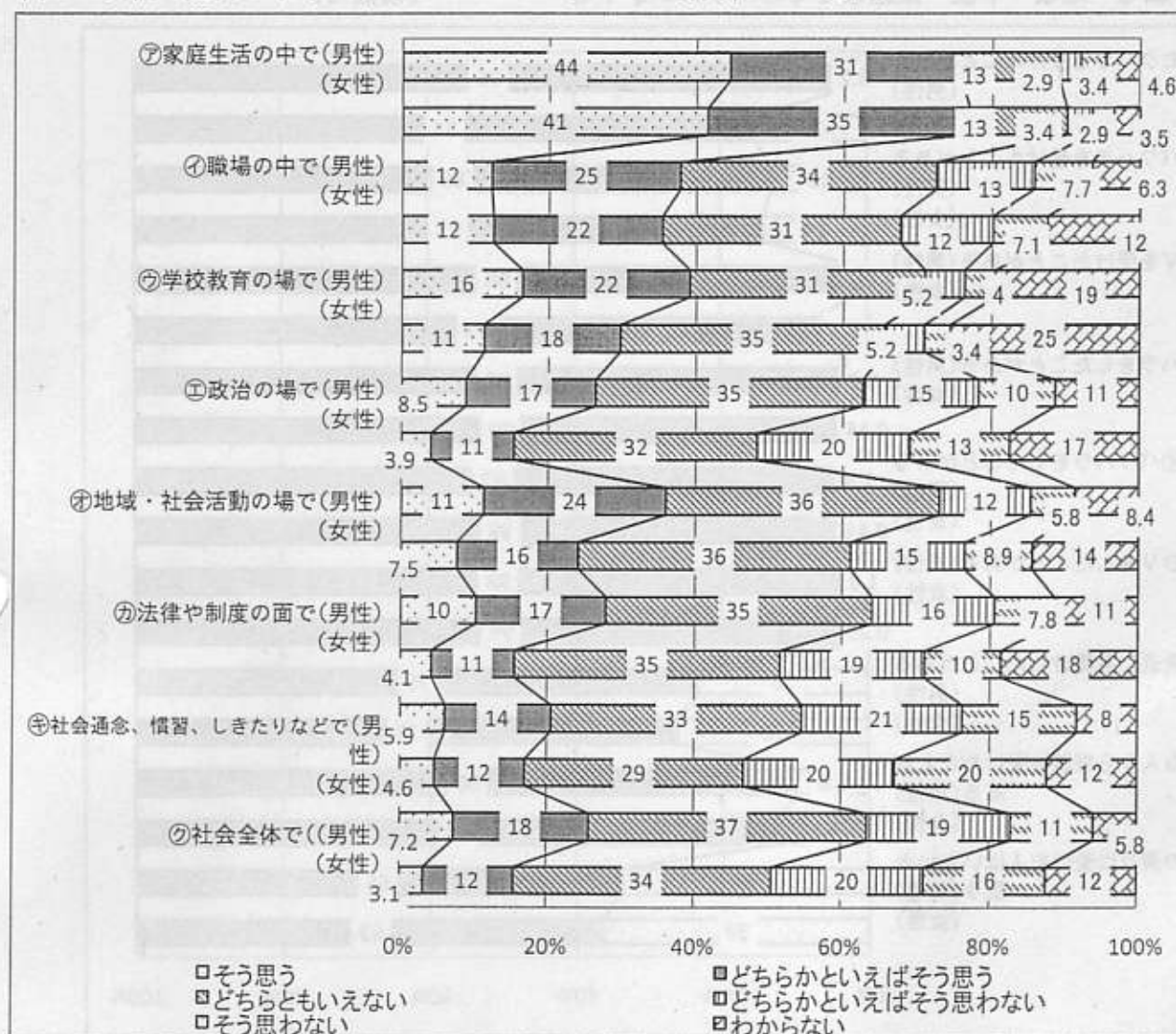
(各項目1つ選択)



	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	(人数計)
㊦ 家庭生活の中で(男性)	19	25	26	12	11	4	(440)
(女性)	15	20	21	15	24	2	(581)
㊧ 職場の中で(男性)	13	14	24	19	21	7.2	(428)
(女性)	7	12	22	15	29	12	(554)
㊨ 学校教育の場で(男性)	20	21	22	6.8	7	21	(424)
(女性)	12	18	29	7.9	7.5	24	(541)
㊩ 政治の場で(男性)	10	16	24	19	20	9	(431)
(女性)	4.4	9.2	22	20	30	13	(561)
㊪ 地域・社会活動の場で(男性)	12	20	30	16	12	7.8	(433)
(女性)	6.4	14	30	17	18	13	(555)
㊫ 法律や制度の面で(男性)	14	21	26	16	13	8.1	(432)
(女性)	6.9	11	27	19	19	14	(563)
㊬ 社会通念、慣習、しきたりなどで(男性)	7.1	11	26	24	25	5	(434)
(女性)	3.9	5.6	17	26	38	7.6	(562)
㊭ 社会全体で(男性)	7.3	15	29	25	19	3.2	(434)
(女性)	3.5	7.7	23	26	32	6.8	(568)

「社会通念、慣習、しきたりなどで」と「社会全体で」において男女が平等になっていると思わない割合が高く、また、全体を通じて男性より女性の方が、男女平等になっていると「思わない」という割合が高い。

問8 女性の能力は十分に活用されているか。(各項目1つ選択)

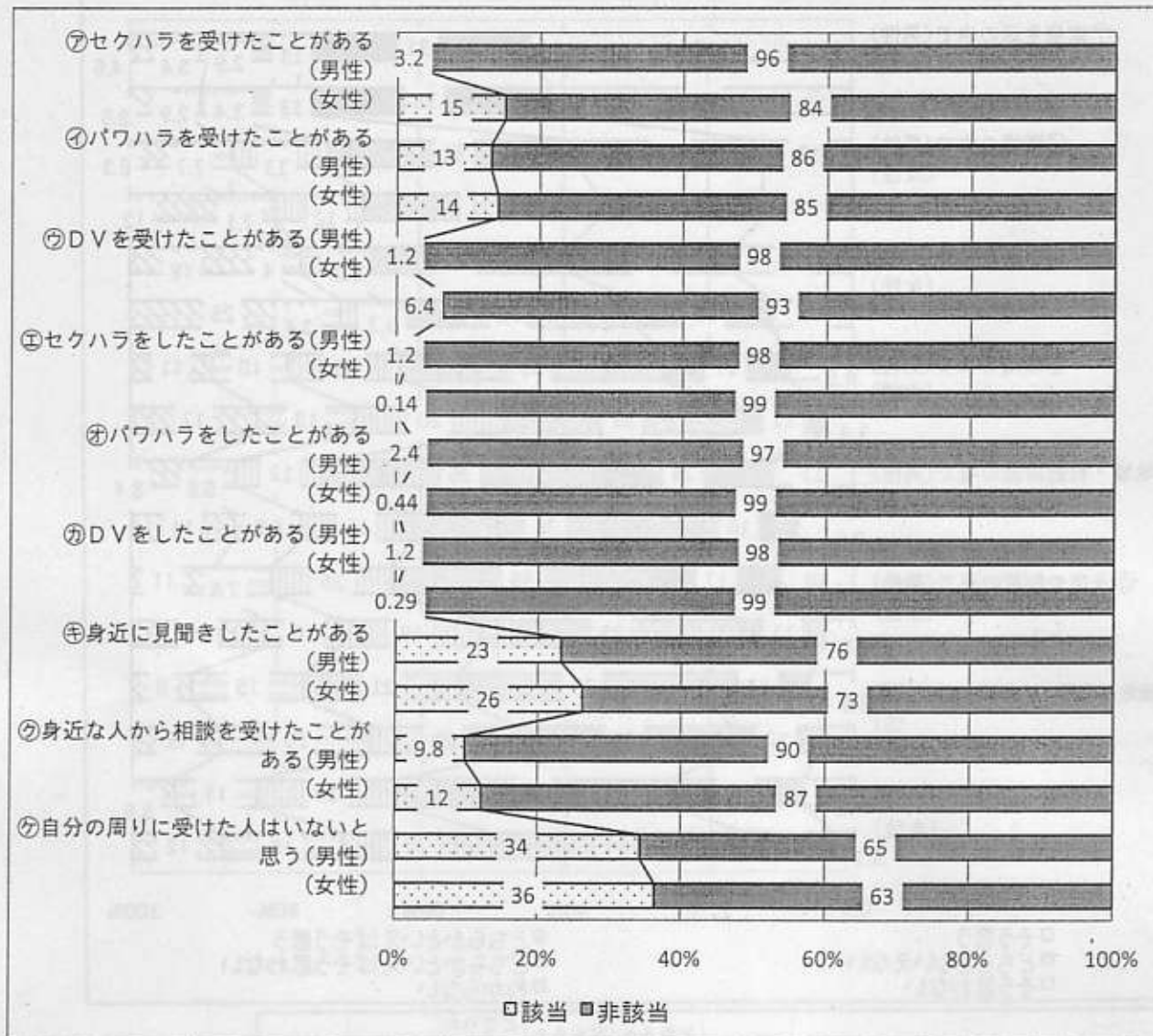


	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	(人数計)
㊦ 家庭生活の中で(男性)	44	31	13	2.9	3.4	4.6	(434)
(女性)	41	35	13	3.4	2.9	3.5	(585)
㊧ 職場の中で(男性)	12	25	34	13	7.7	6.3	(424)
(女性)	12	22	31	12	7.1	12	(556)
㊨ 学校教育の場で(男性)	16	22	31	5.2	4	19	(416)
(女性)	11	18	35	5.2	3.4	25	(548)
㊩ 政治の場で(男性)	8.5	17	35	15	10	11	(422)
(女性)	3.9	11	32	20	13	17	(561)
㊪ 地域・社会活動の場で(男性)	11	24	36	12	5.8	8.4	(425)
(女性)	7.5	16	36	15	8.9	14	(558)
㊫ 法律や制度の面で(男性)	10	17	35	16	7.8	11	(423)
(女性)	4.1	11	35	19	10	18	(559)
㊬ 社会通念、慣習、しきたりなどで(男性)	5.9	14	33	21	15	8	(422)
(女性)	4.6	12	29	20	20	12	(561)
㊭ 社会全体で(男性)	7.2	18	37	19	11	5.8	(425)
(女性)	3.1	12	34	20	16	12	(569)

「家庭生活の中で」を除き、女性の能力が十分に活用されていると思う割合は、総じて低くなっている。

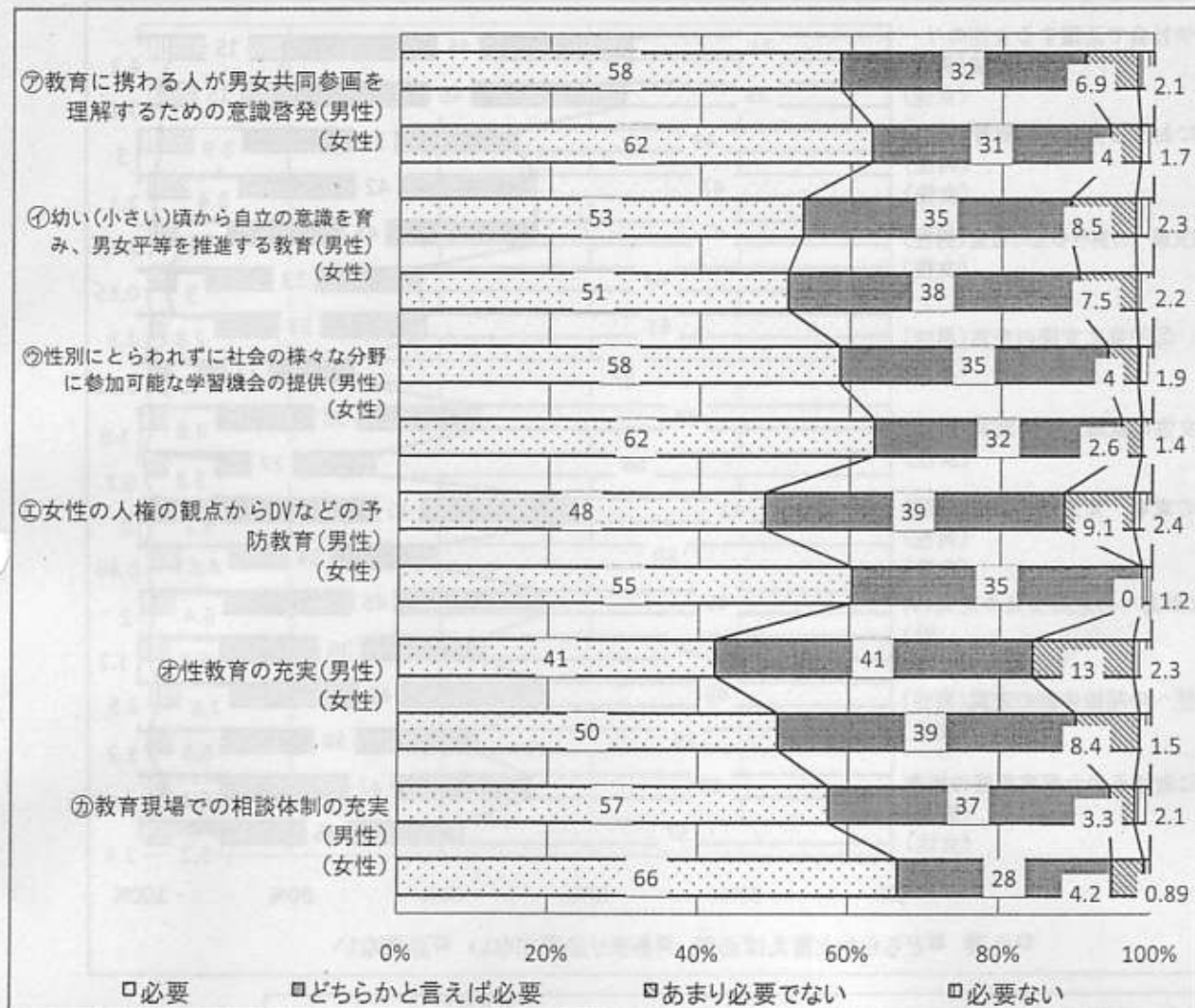
問9 職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等

(複数可)



	該当	非該当	(人数計)	セクハラやパワハラ、DVを「身近に見聞きしたことがある」という割合が、男女ともに20%以上あり、これらがごく身近に存在している問題であることがうかがわれる。
㉔ セクハラを受けたことがある(男性)	3.2	96	(496)	
(女性)	15	84	(668)	
㉕ パワハラを受けたことがある(男性)	13	86	(496)	
(女性)	14	85	(668)	
㉖ DVを受けたことがある(男性)	1.2	98	(496)	
(女性)	6.4	93	(668)	
㉗ セクハラをしたことがある(男性)	1.2	98	(496)	
(女性)	0.14	99	(668)	
㉘ パワハラをしたことがある(男性)	2.4	97	(496)	
(女性)	0.44	99	(668)	
㉙ DVをしたことがある(男性)	1.2	98	(496)	
(女性)	0.29	99	(668)	
㉚ 身近に見聞きしたことがある(男性)	23	76	(496)	
(女性)	26	73	(668)	
㉛ 身近な人から相談を受けたことがある(男性)	9.8	90	(496)	
(女性)	12	87	(668)	
㉜ 自分の周りに受けた人はいないと思う(男性)	34	65	(496)	
(女性)	36	63	(668)	

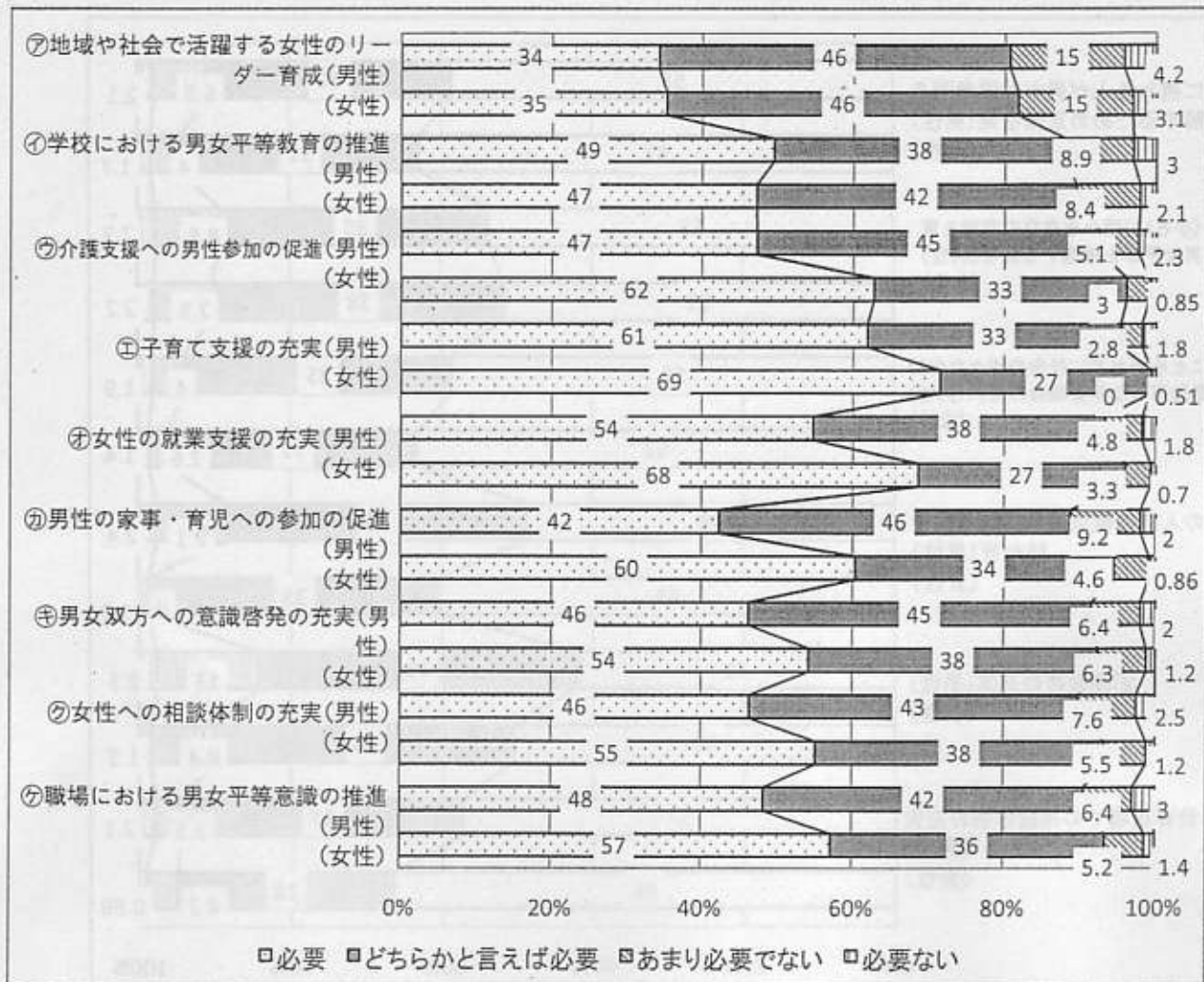
問10 男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組
(各項目1つ選択)



	必要	どちらか と言えば 必要	あまり必 要でない	必要ない	(人数計)
⑦教育に携わる人が男女共同参画を理解するための意識啓発(男性)	58	32	6.9	2.1	(419)
(女性)	62	31	4	1.7	(567)
⑧幼い(小さい)頃から自立の意識を育み、男女平等を推進する教育(男性)	53	35	8.5	2.3	(419)
(女性)	51	38	7.5	2.2	(579)
⑨性別にとらわれずに社会の様々な分野に参加可能な学習機会の提供(男性)	58	35	4	1.9	(419)
(女性)	62	32	2.6	1.4	(570)
⑩女性の人権の観点からDVなどの予防教育(男性)	48	39	9.1	2.4	(415)
(女性)	55	35	0	1.2	(557)
⑪性教育の充実(男性)	41	41	13	2.3	(418)
(女性)	50	39	8.4	1.5	(565)
⑫教育現場での相談体制の充実(男性)	57	37	3.3	2.1	(415)
(女性)	66	28	4.2	0.89	(561)

男女とも、相談体制の充実や教育関係者の男女共同参画への理解、学習機会の提供が、上位を占めている。

問11 今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと
(各項目1つ選択)



	必要	どちらか と言えば 必要	あまり必 要でない	必要ない	(人数計)
⑦地域や社会で活躍する女性のリーダー育成(男性)	34	46	15	4.2	(426)
(女性)	35	46	15	3.1	(571)
①学校における男女平等教育の推進(男性)	49	38	8.9	3	(424)
(女性)	47	42	8.4	2.1	(568)
⑤介護支援への男性参加の促進(男性)	47	45	5.1	2.3	(429)
(女性)	62	33	3	0.85	(586)
②子育て支援の充実(男性)	61	33	2.8	1.8	(425)
(女性)	69	27	0	0.51	(578)
④女性の就業支援の充実(男性)	54	38	4.8	1.8	(429)
(女性)	68	27	3.3	0.7	(569)
⑥男性の家事・育児への参加の促進(男性)	42	46	9.2	2	(432)
(女性)	60	34	4.6	0.86	(581)
③男女双方への意識啓発の充実(男性)	46	45	6.4	2	(434)
(女性)	54	38	6.3	1.2	(571)
②女性への相談体制の充実(男性)	46	43	7.6	2.5	(429)
(女性)	55	38	5.5	1.2	(576)
④職場における男女平等意識の推進(男性)	48	42	6.4	3	(433)
(女性)	57	36	5.2	1.4	(570)

男女ともに上位2つは同じだが、それに続いて男性が学校や職場での男女平等教育・意識の推進を挙げているのに対し、女性は家事・育児・介護への男性参加の促進を挙げている。

(仮称) 第3次さむかわ男女共同参画プラン

平成23年(2011年)3月発行

発行 寒川町

編集 寒川町 町民環境部 町民課 住民協働担当
〒253-0196

神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111 (代表)

FAX 0467-74-5613